

平成28年3月

中札内村議会定例会会議録

平成28年3月7日（月曜日）

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育長	上松丈夫君
農業委員会会長	道見文夫君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君
総務課長補佐	尾野悟里君	住民課参事	坂村暢一君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑 浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤 則明君 書記 林 真悠君

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		閉会中の所管事務調査
日程第6		村政執行状況報告
日程第7		平成28年度村政執行方針
日程第8	報告第1号	損害賠償額の決定についての専決処分の報告について
日程第9	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	議案第9号	中札内村まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第10号	中札内村行政不服審査会条例の制定について
日程第12	議案第11号	中札内村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付にかかわる手数料に関する条例の制定について
日程第13	議案第12号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第14	議案第13号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第15	議案第14号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第15号	定住自立圏形成協定の変さらについて
日程第17	議案第16号	財産の取得について
日程第18	議案第17号	村道の路線変更認定について
日程第19	議案第18号	平成27年度中札内村一般会計補正予算について
日程第20	議案第19号	平成27年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第21	議案第20号	平成27年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第22	議案第21号	平成27年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第23	議案第22号	平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第24	議案第23号	平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年3月中札内村議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番中井議員と1番北嶋議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
中井議会運営委員会委員長。

（中井康雄議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（中井康雄君） 議会運営委員会報告。
平成28年2月29日午前10時、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、3月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いいたします。

記。

1、会期について。

3月7日（月）から3月17日（木）までの11日間とされたい。

2、議事日程について。

イ、諸般の報告。

ロ、閉会中の所掌事務調査。

ハ、行政執行状況報告。

ニ、平成28年度行政執行方針。

ホ、議案23件のうち、議案第9号から議案第23号までの15件については本日の本会議で審議されたい。

平成28年度一般会計及び特別会計予算案6件、予算に関連する条例等2件の審議に当たっては、特別委員会を設けず、本会議で審議されたい。

また、新年度各号予算案の審議にあたっては、会議規則第55条の「質疑は、同一議員が同一の議題について3回を超えることができない」の規定を適用せず、十分な審議をお願いしたい。

なお、新年度各会計予算案等は、3月14日、16日、17日の3日間で審議されたい。
へ、一般質問は、3月11日（金）に予定されたい。
なお、一部質問については、時間を変更し夜間に実施されたい。
以上、議会運営委員会報告といたします

○議長（高橋和雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。
お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から3月17日までの11日間にしたいと思います。
このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの11日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

12月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了解をお願いしたいと思います。

◎日程第5 閉会中の所掌事務調査

○議長（高橋和雄君） 日程第5、閉会中の所掌事務調査を議題にいたします。
局長、説明をお願いいたします。

○議会事務局長（長澤則明君） それでは、説明させていただきます。
所掌事務調査通知書。

本委員会は、下記により所掌事務について調査することに決定したから、会議規則第73条第2項の規定により通知します。

記。

1、事項。

議会運営委員会の所掌事務調査。

2、目的。

（1）議会運営に関する事項。

（2）議会の会議規則・委員会条例等に関する事項。

（3）議長の諮問に関する事項。

3、人員。

委員4名。

4、期間。

審査終了するまで。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所掌事務調査として通知がありました、議会運営委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所掌事務調査は、通知書のとおり承認することに決定をいたしました。

◎日程第6 村政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第6、村政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

最初に、田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 定例会の開会に当たり、12月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく奨励表彰について、2月17日に表彰選考委員会を開催し、スポーツ分野で優秀な成績を収めた4人に対し、表彰を行うことを決定しております。

災害時の応援協定では、株式会社ホームマックニコットと「災害時における物資の供給に関する協定」、十勝地区トラック協会と「災害時における輸送業務に関する協定」をそれぞれ締結し、村の防災体制の強化・充実を図っております。

企画財政グループについてですが、まちづくり基本条例の見直しについては、総合行政推進委員会まちづくり部会において、この間5回の部会を開催し、改正の検討が必要とされた、まちづくり参加年齢の改正条例を本定例会に提案しております。

平成27年の国勢調査人口速報が北海道より公表され、本村の人口は3,969人と、前回平成22年の調査から37人、0.9%の減少となっており、全国的な人口減少と大都市集中が進む中、前は増加に転じた本村も減少となりました。

今回公表された数値はあくまで速報値ではありますが、増減の要因を推測してみると、23年度から27年度までの出生と死亡の自然増減の差が5年間で約70人減少し、前は子育て支援、移住・定住促進施策などによる社会増で補っていたことが、今回はカバーしきれなかったものと推測しております。

次に、人口減少克服、地域活性化に向けた「まち・ひと・しごと総合戦略」及び「人口ビジョン」については、産・官・学・金・労・言の代表者をオブザーバーに含めた総合行政推進委員会において最終案の審議をいただきました。

人口ビジョンでは、2060年の人口を国立社会保障問題研究所の推計より約400人抑制した2,735人に設定し、総合戦略では、「子育てしやすい村づくり」「活力ある個性豊かな村づくり」など四つの基本目標と取組みをまとめています。

なお、両計画はホームページで公開するとともに図書館などの公共施設に設置し、広く

周知してまいります。

また、国の平成27年度補正予算として、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として創設した「地方創生加速化交付金」を活用するため、地方版総合戦略に位置付けられた「観光協会の事務局強化」など観光振興事業について一部を前倒しして、今回の補正予算に繰越明許費を計上しております。

情報セキュリティ関係についてですが、日本年金機構の年金情報漏えいを機に、マイナンバー制度施行に合わせて、自治体のセキュリティ対策の向上が求められており、国の補助制度を活用するため、セキュリティ対策にかかわる費用を今回の補正予算に計上しております。

また、情報資産の保護や、情報システムの安全性、信頼性を確保するため、平成16年に策定した「村情報セキュリティポリシー」の内容についても情報技術の進展や新たな脅威の発生に対応するため、見直しを行っております。

次に、平成23年度から取組んでいる定住自立圏構想についてですが、現在の協定の追加・拡充などの協議が整いましたので、本定例会に変更協定の締結について、議案として提案しております。

男女共同参画の推進については、新年度からスタートする「第2次男女共同参画推進計画（案）」の審議をほぼ終えて、現在パブリックコメントを行っております。

計画策定にかかわっていただいた委員の皆さまに感謝を申し上げますとともに、アドバイザーとしてご助言ご協力いただいた帯広大谷短期大学の岡庭副学長に心から感謝を申し上げます。

村おこし懇談会については、地方版総合戦略案の説明、コミュニティバスの運行など、村から話題・情報提供を行い、昨年から2月4日まで地区別に計7回開催し、意見交換を行っております。

ふるさと会活動では、帯広中札内会の総会が3月4日に開催され、関係団体の皆さまとともに出席し、村の現状報告や情報交換など有意義なひと時を過ごしてまいりました。

次に、消防の広域化についてですが、2月26日にとちかち広域消防事務組合議会を開催し、4月1日からの業務開始に向け、予算・関係条例・規則などの協議を行っております。

なお、業務開始にあたってのセレモニーを3月30日に行う予定となっております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

1月1日より始まった個人番号カードの交付の状況についてですが、2月19日現在のカード交付申請者数は134名で、交付済は84名となっております。

国民年金関係では、今年60歳、65歳とされる皆さんを対象に昨年の12月5日、住民課の職員が講師になり、帯広年金事務所から職員派遣のご協力をいただき、年金制度の説明会を開催しております。

労働者雇用対策ですが、冬期雇用特別対策事業は、季節労働者の皆さんを対象に募集を行った結果9名を雇用し、2月1日から保安林等の雑木処理や枝打ちなどに従事していただきました。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、一昨年春の消費税引き上げに伴う、低所得世帯と子育て世帯への影響緩和を目的とした「臨時福祉給付金」並びに「子育て世帯臨時特例給付金」は、今年度の受付を2月末で終了しました。

現在、最終の支給審査を行っておりますが、「臨時福祉給付金」は想定対象者680人に

対し、650人(95.6%)、金額にして390万円を、「子育て世帯臨時特例給付金」は想定対象児童505人に対し、480人(95.0%)、金額で144万円を給付してまいります。

また、平成27年度「臨時福祉給付金」の支給対象者のうち、翌年度中に65歳以上となる方を対象とした、高齢者向けの「年金生活者等支援臨時福祉給付金」は、支給対象見込み430人、一人あたり支給額3万円を今回の補正予算に繰越明許費として計上し、4月より申請受付を行ってまいります。

次に、保健グループについてですが、行政区長会議において、村民の健康状態や健診の必要性について周知させていただいた結果、これまで5行政区、2団体より生活習慣や食生活の改善、疾病予防、認知症などをテーマとした「情報宅配便」の依頼を受け開催しております。

季節性インフルエンザの予防接種ですが、2月19日現在児童等は対象者535人のうち345人が、65歳以上の高齢者は対象者1、113人のうち612人が予防接種を受けております。

食と健康に関心のある村民を対象とした「食と健康 なるほど講座」は、食育の必要性や地域での食育推進などを学んでいただく目的で、11月25日から12月16日の期間で開催し、全6日間12講座を終了しました。

当初、25人の定員で募集しましたが、実人数で28人の参加があり、うち15人の方に「中札内村食育サポーター」として会員登録いただきましたので、今後、食育事業などあらゆる場面での活躍を期待するところです。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

中札内村農協の平成27年の農業粗生産高が発表され、農産・畜産合わせて131億7,074万円に達し、過去最高の生産高となりました。

農産では、小麦の収量は過去最高、品質も良好で前年を30%以上上回る生産高となりました。また、てん菜の収量・糖度も前年度より高く、農産物全体の粗生産高は、前年比5.3%増の55億8,156万円となりました。

畜産では、生乳・鶏卵・養豚などの価格の上昇により、前年比8.9%増の75億8,918万円となりました。

春先の干ばつ等変動する気象の中で、このような結果を出された中札内村農業の力強さを感じるとともに、ご苦労された生産者の皆さまを始め、関係機関の方々に敬意と感謝を申し上げます。

また、もう一つ大変誇らしく、うれしいニュースとして、NHKとJA全中、JA都道府県中央会が主催する「第45回日本農業賞」に、中札内村農協枝豆事業部が「集団組織の部」で、大賞の栄誉に輝きました。

3月12日にNHKホールで授賞式が開かれることになっており、平成21年度に特別賞を受賞し、その後の生産から販売まで継続して取組んできたことが認められたことは、中札内村や村の農畜産物の更なるイメージアップにつながり、そしてなによりも農業の経営安定に多大な貢献をされていることに、重ねて感謝とお祝いを申し上げます。

さらに、中札内村農協では、この枝豆事業の拡大として保管能力アップと輸出拡大に取組むための農産物加工処理施設第二工場を計画し、このほど国の強い農業づくり事業の承認がされ、交付金の内示を受けましたので、今回の補正予算に繰越明許費として計上しております。

この事業の拡大は、T P P対策として、枝豆製品を安定供給できるよう国内外の販路拡大を図り、付加価値の高い農業がさらに推進されるものと大きな期待を寄せております。

T P P交渉参加12か国による協定の署名が2月4日に行われ大筋合意に基づく条文が確定しました。

村としては、これからの国の動向をしっかりと捉え、農業者や関係機関等と連携し、T P P対策となる補助制度の活用のため協議会などの体制づくりに取り組んでまいります。

食育・地産地消として推進している、「食の中札内産推進パートナー登録制度」は、本年度「中札内産食の応援団のお店」が1店の新規登録で合計20店、「中札内村粋匠品」は3品の新規登録がありましたが、3品の取り消しもあり合計46品となっております。

また、食育では、子どもたちに料理を通して、食の大切さと作ることの楽しさを実感してもらうため、2月13日に北海道ホテル総料理長の工藤一幸氏を講師に招き、「手づくりごはん楽校（がっこう）」を開催しております。

新・元気な畑づくり事業が終了し、本年度の実績は、客土、除礫、堆肥補助、ストーンクラッシャー事業で、合わせて371万円の見込みとなっております。

村営牧場は10月から冬期舎飼を受け入れておりますが、本年度は677頭でスタートし、現在は約624頭程度で推移しています。

商工関係では、国の地方創生交付金事業及び道の地域ふれあいプレミアム付商品券発行促進事業を活用し、中札内村商工会が実施しました消費喚起プレミアム商品券が1月31日をもって利用期間が終了し、3,600万円分の商品券発行に対し、99.72%の利用実績となっております。

中小企業対策で、2月までに申請のあった、中小企業振興資金の利子補給で26事業者、保証料補給で14事業者、また、中小企業者事業資金の利子補給は、19事業者に対して、それぞれ助成を行います。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

土木事業関係では、戸蔭大橋護岸調査詳細設計を終えましたので、平成28年度の工事着手に向け、河川管理者との調整を行ってまいります。

建築事業関係では、上札内東団地ストック改善工事が完成し、入居者の皆さまの移動を終えております。

また、平成28年度に予定していた、泉団地と上札内東団地のストック改善工事は、平成27年度社会資本整備総合交付金の追加配分を受けましたので、今回の補正予算に繰越明許費として関連予算を計上しております。

村営住宅入居関係では、公募による入居と随時募集住宅の入居とも、それぞれ3戸の入居を決定しております。

定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励金は、総数で8件を承認し、定住促進奨励金は今年度新規で11件を認定しております。

下水道事業関係では、下水道施設長寿命化計画に基づき平成28年度に実施を予定しております、下水道施設中央監視装置更新など実施設計を終えております。

国営土地改良事業では、畑かん札内川導水路の改修事業が、国営施設応急対策事業で平成28年度に着手されることになり、準備が進められております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 続いて、上松教育長、お願いいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会にあたり、12月村議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げます。

はじめに教育委員活動であります、1月29日に中札内村PTA連合会役員と教育委員会との懇談会を開催し、「コミュニティ・スクール」をテーマに話題提供し、意見を交わしました。

また、全国学力・学習状況調査結果の概要について、ホームページで公表するとともに、広報なかさつない2月号に折り込み、全戸配布しております。

児童生徒の対外競技等への参加状況であります、1月10日から12日まで苫小牧ハイランドスポーツセンターで開催された第46回北海道中学校スケート大会には4人の生徒が出場し、男子500メートルで2位・4位、1,000メートルで3位・6位と学校対抗で準優勝する優秀な成績を収め、3人が全国中学校スケート大会への出場権を獲得しました。

1月30日から2月2日に長野県エムウエーブで開催された第36回全国中学校スケート大会では、二人が決勝進出を果たし、男子では佐竹柊真さんが500メートル、1,000メートルとも4位入賞、大島颯己さんが1,000メートル8位入賞の優秀な成績を収めております。

社会教育活動では、1月10日、文化創造センターにおいて成人式が行われ、33人の新成人が集い、社会人としての自覚と決意を新たにす機会となりました。

2月26日には、共育の日事業としてPTA連合会との共催で、株式会社ハートフルコミュニケーションズ常務取締役中村匠吾氏を講師にお迎えし、「親子のコミュニケーションアップ法」をテーマに教育講演会を開催しました。

2月21日には、子ども会冬季野外レクリエーションが文化創造センター前庭において開催され、大樹町と幕別町忠類の子どもを含めて、80人の子どもたちが雪山でのゲームやスノーモービル試乗体験などを楽しみました。

今年度のスポーツ賞及びジュニア文化賞等の受賞は、スポーツ賞、ジュニアスポーツ賞等に22個人4団体が、ジュニア文化賞、ジュニア文化奨励賞に2個人1団体の受賞を決定し、3月8日に表彰式を行います。

交流事業関係では、中学生川越市訪問交流事業で1月7日から10日まで1年生7人が川越市を訪問し、大東西中学校では中札内村と中学校の紹介や生徒との交流、川越のまちや施設見学、市長表敬訪問、ホームステイでの交流を行ってきました。

国際交流派遣研修事業は、本年度からオーストラリア・ニューサウスウェルズ州モルヤ市へ派遣することとし、3月17日から29日までの日程で、生徒6人と引率者2人が、これまで10回の事前研修を経て渡豪します。

貴重な経験を主体的に積み、国際理解や語学力向上のきっかけとなることを期待しております。

次に、体育関係事業であります、村民スポーツ大会では1月24日に「ミニバレー大会」を、1月26日・27日に「フローカーリング大会」を、1月30日に卓球大会を、2月28日にバドミントン大会を開催しております。

各種教室では、2月18日から2月20日に実施しました「小学生スキー教室」には、28人の小学校児童の参加を得て実施しております。

冬季のスポーツの場の提供のための、12月下旬から文化創造センター南側に歩くスキーコースを造成し、村民の方々に利用していただいております。

読書活動推進では、中札内村子どもの読書活動推進計画第二次計画を策定しました。

すべての子どもたちが読書活動を通じて心豊かに育ち、健やかに成長できるようあらゆる場面で読書活動のよりよい環境整備を図るという理念をもって取り組んでまいります。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで村政執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 平成28年度村政執行方針

○議長（高橋和雄君） 日程第7、平成28年度村政執行方針、教育行政執行方針について、村長、教育長から発言を求められていますので、これを許します。

はじめに、田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 平成28年3月定例会の開会にあたり、村政執行の所信を申し上げます。

私が3期目の村政執行の重責を担わせていただきましてから2年と8カ月が経過しました。

昨年は「地方創生」が叫ばれた一年であり、人口減少を極力食い止め、持続可能な地域を創生することが求められてきました。

こうした中、国の動向に対応しつつ、直面する課題を着実に取り組み、私の政策基本理念である「住んでみたい、住んでよかった、ずっと住み続けたい村づくり」を目指して全力で村政執行にあたってまいりました。

平成28年度は、地方創生の実現に向けてキックオフの年になります。

これまで農業を中心とする堅調な地域経済に支えられ、定住人口の確保など、まちづくりの方向性に着実な歩みを感じられておりますが、社会保障費の増嵩やT P P協定の合意による影響が各分野に予測され、不安や懸念が拭いきれない状況にあることから、国の動向を見極めながら、「まちづくり基本条例」の理念である「協働のまちづくり」を目指して、職員と一丸となって不断の努力を続けてまいりる所存であります。

最初に平成28年度予算の概要について申し上げます。

地方財政では、地方の安定的な財政運営や地方創生に取組むため、一般財源総額については前年をやや上回る額が確保されましたが、地方交付税は、地方税等が大きく伸びることにより、これまで設けられていた別枠加算は廃止され、臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は、前年度比3.7%の減少となっており、厳しい財政運営が予測されます。

本村の平成28年度予算では、地方交付税は約16億9,400万円、臨時財政対策債は1億2,600万円、総額18億2,000万円、前年当初予算比1%の減ですが、本年度決算見込みから比較すると約2億円の減額と見込まれます。

財政運営にあたっては、27年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、有利な財源を確保するなど、財源確保に最善を尽くしながら緊張感を持って財政運営にあたり、財政の健全性を維持してまいります。

併せて、まち・ひと・しごと総合戦略に基づく、人口減少・地域経済縮小を克服する事業を盛り込み、子育て環境・産業・観光・教育など「中札内村のブランドイメージ」を高め、住んでみたいと選ばれるために、村の魅力を発信してまいります。

次に、村政運営の方針及び主な施策の推進について、第6期まちづくり計画の5本の柱

に沿って申し上げます。

第1は、「みんなで歩む協働のまち」であります。

まちづくり基本条例に掲げる住民自治を柱に「情報共有」と「住民参加」をまちづくりの基本に据え、村民、議会、行政の協働によるまちづくりを進める所存であります。

広報広聴については、村民とのコミュニケーションやまちの魅力の発信手段として一層強化してまいります。

特に、インターネットを活用したホームページは多くの情報を素早く、また、広く世界に発信できますので、積極的な情報発信に取り組めます。

このほか、地域担当制、情報宅配便、行政区長会議、村おこし懇談会、各種団体との懇談会などを積極的に活用し、情報の共有と住民参加を進めてまいります。

職員の資質向上については、少数精鋭主義が求められ、政策形成能力や意思決定能力、情報活用能力、法務能力などを兼ね備えた職員を育成するため、新たに民間企業が行う研修に派遣するなど、人材育成基本方針に基づいて取り組みを進めてまいります。

また、義務化されたストレスチェックの実施により、職員の心身の健康管理に取り組んでまいります。

男女共同参画については、第2次推進計画のスタートの年になりますので、各事業による啓発に努めるとともに、あらゆる分野における女性の活躍・参画の拡大をめざし、審議会等各種委員における女性の割合を増やすなどさらに取り組みを進めてまいります。

広域連携では、4月から業務が始まる「とちぎ広域消防事務組合」との連携、十勝定住自立圏共生ビジョンに基づく各協定項目の推進などに取り組んでまいります。

第2は、「健康で人にやさしいまち」であります。

少子高齢社会・核家族化がますます進行し、私たちの生活する地域社会においても、個人の自由や人との距離を置く生活スタイルが優先され、かつては当たり前であった地域住民の相互のつながりが薄れてきています。

このような中、住民の地域生活を支えるためには、公的な福祉サービスの充実が求められるほか、地域住民を主体とした支え合いの仕組みづくりが必要となっています。

また、女性の就労の機会増加やライフスタイルの変化などに伴い、子どもや子育て世帯を取り巻く環境も大きく変化し、子どもの健やかな成長が危惧されています。

このため、重点施策である「保育料の軽減・無料化」など、安心して子育てできる環境づくりに、継続して取り組んでまいります。

母子保健関係では、次世代を担う子どもたちの健やかな成長と発達を支援するため、妊婦健康診査の費用助成を継続するほか、妊娠期からの健康づくりや出産・子育てに向けた準備のための教室、個別相談など支援の機会を拡充してまいります。

また、子育て支援センターとの連携により、産前・産後から子育てまで、切れ目のない支援を実施してまいります。

子育て支援関係では、幼児期からの学校教育や保育、子育て支援の量の拡充などを進めるため、「中札内村子ども子育て支援事業計画」を基本に事業を推進してまいります。

また、子育て支援施策として実施している医療費の無料化では、これまで償還払いとしていた小学生から中学生までの医療費を、6月より就学前の乳幼児と同様、受給者証発行による現物給付に変更し、医療機関等窓口での負担を軽減するとともに、申請手続きの簡素化により住民サービスの向上を図ってまいります。

保育園関係では、地域における保育ニーズを踏まえ、質の高い保育サービス提供を心掛

けるとともに、保護者が積極的に運営に関わることができるよう配慮してまいります。

また、「中札内きらきら保育園」では、国の子ども・子育て支援新制度に基づいた、「保育所型認定こども園」への移行準備を進めてまいります。

高齢者福祉施策であります。本村人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は、平成28年1月末現在27.9%となっています。

高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたり健康で安心して自分らしい生活を営めるよう、身体など状態の変化に応じた、地域福祉サービス、医療や保健サービス、介護サービスなどが、適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

介護保険関係では、介護を必要としない健康な高齢者が増えるよう、介護予防を重点とした事業を推進するとともに、認知症の疑いがある方を出来るだけ早い段階で発見し、本人及び家族への初期支援・相談支援を行うほか、早期診断・早期対応に向けた支援体制を確立するため、平成29年度の本格実施に向け「認知症施策推進事業」に取組んでまいります。

これまで地域福祉の足として活躍してきた「福祉バス」は、平成28年9月をもって廃止を予定しており、以降はコミュニティバスに統合した形で、農村地域への定期路線運行を継続いたします。

また、福祉団体などによる研修旅行や各種行事に対応するため、「大型バスの借上」を行うほか、団体等への貸出しが可能な「福祉車両」を配置します。

障がい者福祉では、「障がい者総合支援法」に基づく国の動向を把握しながら、「第4期中札内村障がい福祉計画」に基づいて、自立支援給付や相談支援事業、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業を実施してまいります。

健康づくりは、日常生活における自らの認識と、自主的な実践が基本となりますが、健康を維持するためには保健・福祉・医療が一体となった総合的な取組みが求められており、「いきいき元気なかさつない中札内村健康増進計画」に基づいた、健康づくりを総合的に推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

予防接種では、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチンなど、子どもを対象とした定期接種について、無料接種を継続して実施するとともに、道内においても「日本脳炎予防接種」が定期接種として位置づけされることから、北海道が示す考え方にに基づき、対象となる方へ接種勧奨を実施してまいります。

国保特定健診では、健診の必要性を理解していただくため、行政区などに出向き説明の機会を設けるほか、未受診者に対して家庭訪問や電話による勧奨を実施してまいります。

また、村民の生活習慣改善を支援するため、特定保健指導、健診結果説明会、各種健康教室などを実施してまいります。

国民健康保険関係ですが、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な国保財政の運営や効率的な事業運営の中心的役割を担うことになっています。

今後、それぞれの都道府県が医療費を推計し、市町村ごとの標準的な保険料率を示すことになっておりますので、住民の皆さんにそれらの情報を早期に提供するよう努めるとともに、運営主体の移行までの間は、引き続き「第2次国民健康保険事業健全化運営の指針」に基づき、事業の円滑な運営に取り組んでまいります。

後期高齢者医療保険関係では、先月、北海道後期高齢者医療広域連合の第1回定例会が開催され、平成28年度及び29年度の保険料率の引き下げと保険料軽減判定基準の拡大が決定されたことから、広報や住民説明会を開催するなど周知に努めてまいります。

各種ガン検診については、積極的に受診を促し、検診により早期発見・早期治療につなげ、重症化予防に努めます。

特に、乳がん・子宮がん検診については、年齢を特定し無料クーポンと検診手帳をお届けするほか、節目となる年齢の方へ個別案内するなどの受診勧奨を実施してまいります。

食育の推進では、国保特定健診の傾向として明らかとなった、糖尿病予備群や肥満の増加は、日頃の食生活や野菜・食物繊維の摂取不足による栄養バランスなど生活習慣が大きな誘因であると捉え、「野菜の色には秘密がある...七色献立プロジェクト」を取組みのローガンに掲げ、地場産食材の健康効果や野菜料理の普及啓発を図り、食生活改善を目指してまいります。

労働対策では、季節労働者の雇用環境は依然として厳しく、引き続き冬期間の雇用対策事業を実施するとともに、「帯広・南十勝通年雇用促進協議会」との連携のもと相談窓口の開設や、技術の習得のため各種講習会への参加を促し、通年雇用に結びつくよう努めてまいります。

平成26年度から帯広市ほか18町村で実施しております帯広厚生病院に対する運営補助については、特別交付税の交付額を上限としておりますが、平成28年度より特別交付税措置の見直しが行われるため、今後、帯広市及び十勝町村会において運営補助の見直しについて協議を進めてまいります。

保健・福祉の拠点である保健センターですが、屋上の雨水がうまく排水されず雨漏り等の現象が見られるため、屋上防水工事及びルーフトレイン（排水口）の改修を行います。

また、中札内村立診療所についてですが、平成26年の消防法施行令改正により、4床以上の有床診療所についてスプリンクラーの設置が義務付けられ、本村診療所もその対象となっております。

設置は、平成37年までの猶予期間が設けられていますが、施設整備補助金の継続性の担保が見込めない状況もあり、安全確保を第一義に設置してまいります。

第3は、「人と文化を育むまち」であります。

地域社会の活力や発展の基礎として、あらゆる世代の人材育成に努めながら、人と人とがふれあい、文化を育み、生きがいをもって暮らせるまちづくりをめざしてまいります。

未来を担う子どもたちの生きる力を育むため、知・徳・体の調和のとれた教育を進めるとともに、特別支援教育を充実してまいります。

すべての村民が学ぶ喜びを感じ、生涯を通じて豊かに学ぶことのできる文化・芸術、スポーツ活動の環境を整え、生きがいと心の豊かさを実感できるようよう各種施策に取り組んでまいります。

昨年設置した総合教育会議では、課題やめざす姿などについて教育委員会と情報を共有し、教育施策についての協議を行いながら中札内村教育大綱に基づき教育行政を推進します。

教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

第4は、「活力ある産業を育むまち」であります。

基幹産業である農業を軸に、地場の安全安心な食の提供と、農業の営みにより形成されている農村景観、魅力ある観光資源を活かし、農業・商工業・観光が連携した地域経済の活性化を目指して各般の方策を推進してまいります。

農業を取り巻く情勢は、TPP（環太平洋連携協定）交渉参加12カ国による協定の署

名がされ、各国は今後協定発効に向けて国内での承認手続きを本格的に進める状況にあり、発効されれば、日本農業がこれまでにない大幅な自由化に踏み出すこととなります。

国のこれまでの経過を見ますと、合意内容の検証や農業対策などの議論が不十分で、今後の農業経営全般に大きな不安を感じるところであり、関係機関・団体等と連携し迅速で正確な情報開示や対策など、国に対し要請してまいります。

本村農業振興の指針である農業発展方策は、平成28年度に新たな方向性をまとめることとしており、この見直しに併せてTPPの対応策や新・元気な畑づくり事業の見直しを行う考えであり、今後、農業関係団体、農業者と連携しながら、農業を取り巻く厳しい環境に打ち勝つ、新たな農業振興策を具体化してまいります。

なお、新・元気な畑づくり事業は、現在のメニューを継続して実施してまいります。

担い手の育成確保では、後継者対策や実習生の受け入れ、新規就農者に対する支援などを行うとともに、特に後継者の配偶者対策について、担い手育成センターが主体となり婚活支援活動を関係機関との協力・連携により推進してまいります。

食育・地産地消は、食育推進計画・地産地消推進計画に基づき安全・安心な地域食材の活用に努め、農業体験や料理講習会による「食農教育」を実施するとともに、「中札内村食の推進パートナー登録制度」を推進し、「粋匠品の取扱店と食の応援団のお店」を対象にしたスタンプラリー等の実施により、中札内産農畜産物の消費拡大やPR等に努めてまいります。

環境に優しい農業の展開では、「環境保全型農業直接支援対策事業」による自然環境の保全に資する農業生産活動の取組みを実践する農業者に対し支援してまいります。

土地改良事業では、道営担い手畑総事業札内川右岸地区事業の採択に向けた調査に着手してまいります。

畜産関係では、最終年となります畜産環境整備リース事業への助成や、牛サルモネラ予防接種事業、家畜自衛防疫組合による防疫事業を支援してまいります。

大規模草地育成牧場では、良質な飼料の確保に努めるとともに、老朽化による車両・作業機の更新を図り、指定管理者である農協と連携して、安定かつ効率的な管理運営に努めるとともに、冬期舎飼の施設拡張に向けて関係機関との協議を進めてまいります。

林業関係では、森林経営計画に基づき、森林環境保全整備事業により間伐、地拵、植栽、下刈を実施してまいります。

有害鳥獣駆除対策については、村内関係団体を構成員とする有害鳥獣等対策協議会を中心とし、猟友会及び鳥獣被害対策実施隊と連携し、エゾシカやヒグマ、キツネ、カラスなどの駆除に引き続き取り組むほか、特に農業被害の大きいエゾシカについては、今年度も駆除期間を延長し積極的に頭数調整に取り組んでまいります。

商工関係では、商工会が行う経営改善普及事業や地域振興事業への支援をはじめ、商店街の活性化など商工会と連携して取り組んでまいります。

まちなかにぎわいづくりでは、「まちなかにぎわいづくり委員会」の提言書を基に、具体的な施策の可能性を調査・研究してまいります。

観光振興関係では、観光協会に専任職員を配置し、体制強化による各種イベントの開催や「観光協会ホームページ」、「ツイッター」、「フェイスブック」など観光PRの強化を図り、関心度の高い情報の発信に努めてまいります。

道の駅なかさつないは、魅力向上プランに基づき、物産販売所の増築と駐車場の拡張整備を行うとともに、地場産品の充実や情報発信機能を強化し、テナント会や関係機関と連

携して、中札内道の駅の魅力を発信してまいります。

また、指定管理者となる観光協会事務局を、6月ごろをめどに豆資料館に移動し、観光の拠点としての機能充実を図るとともに、「食」に関する企画事業などに取組んでまいります。

札内川園地の管理では、老朽化による危険性の高い「滝見橋」は廃止し、レストラン「びよろ」は、観光協会での直営を取り止め、意欲ある営業者を募集し独立採算での営業をめざしてまいります。

花づくりの推進では、「花フェスタ2016」の取組内容を見直して実施するとともに、花づくりの会で実施しております苗の供給は、会員の負担軽減を図るため、一部は外部購入に切り換えてまいります。

第5は、「自然豊かな快適に暮らせるまち」であります。

本村の豊かで美しい自然環境や農村景観がある中で、誰もが安全で安心して質の高い生活ができるよう、自然と生活環境が調和した、自然と共生する快適なまちをめざします。

コミュニティバスの運行では、地域における安心な暮らしの確保のため、中札内・上札内間の乗り合いバスと農村部を循環している福祉バスを一体化して、10月からの運行に向け、関係団体と協議を行ってまいります。

景観形成では、村はこれまでも景観ガイドプランの作成や景観条例の制定など、次代へ引き継ぐ取組みを行ってきており、さらにこれまでの取組みを継続しつつステップアップを図るため「日本で最も美しい村」連合への加盟をめざします。

この加盟宣言によって、自らの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行うことを目的としております。

防災体制の強化については、地域防災組織の設立を促すとともに、関係機関と連携した防災訓練を実施してまいります。

道路整備関係では、ヴィレッジときわ野第4次分譲地造成に伴う道路改良舗装を行うほか、簡易舗装道路の舗装改修工事、オーバーレイ工事を行うほか、舗装クラックの補修・修繕を取り進めてまいります。

また、橋梁長寿命化計画に基づく保全工事として、4年計画で進めております中島新橋の橋梁補修工事の、2カ年目工事を行います。

河川管理関係では、河川愛護組合や多面的機能支払交付金活動組織の協力を得て、草刈りや床ざらいを行うなど、良好な維持管理に努めてまいります。

定住促進対策では、移住奨励事業の拡充を行い、引き続き最重要施策の一つとして移住・定住の促進を図るほか、良好な居住環境の創出のため、中札内スタイル住宅の普及を目指し、施策のPRと事業の推進に努めてまいります。

また、ヴィレッジときわ野の第4次分譲地の整備工事を行い、秋以降に分譲を行ってまいります。

村営住宅整備事業では、公営住宅長寿命化計画に基づき、泉団地3棟12戸と上札内東団地2棟4戸の居住性向上改善工事を、前年度からの繰越明許予算で事業を行います。

また、若年世帯向け特定目的地域優良賃貸住宅8戸を建設するとともに、村営住宅の収入基準を緩和する裁量階層に新婚世帯を追加し、若年世帯の定住促進に取組んでまいります。

水道・下水道事業では、ヴィレッジときわ野第4次分譲地上下水道新設工事を実施するほか、浄化センターの安定した浄化機能維持のため、下水道施設長寿命化計画に基づく機

器類の更新工事を行います。

水道・下水道料金の見直しは、平成29年4月の改定に向け、具体的改定案をまとめ、必要な諸手続きを取り進めてまいります。

空き缶のポイ捨て、ごみの不法投棄防止対策では、継続して広報紙や情報無線などによる周知、啓発及び地域からの情報収集に努め、クリーン中札内の実施など環境美化に対する住民意識の高揚を図ってまいります。

ごみ処理では、「ごみと資源の分別パンフレット」を活用し、ごみステーションにおける可燃・不燃ごみ等の分別や排出ルール、資源ごみの分別方法の住民周知に努めます。

また、平成26年度から試験的に実施している家庭で眠っている古着等の回収事業を今年度も引き続き実施します。

悪臭対策については、庁内における情報共有及び関係機関との連携により、事業者等への指導の徹底、悪臭防止に関するルールづくりや啓発、消臭材料の研究の動向などの情報収集に取り組んでまいります。

以上、平成28年度の村政に臨む所信の一端を申し上げます。

地方自治体の行財政環境は今後も厳しさを増すと考えておりますが、国・道の動向や地方自治制度の改革情報を把握し、必要な財源の確保に努めるとともに、安定的な行財政運営を目指してまいります。

進行する人口減少問題や村民の暮らしの安全・安心を支える村づくりに向け、農業・食・観光など中札内村の強みを最大限に生かし、心豊かにいつまでも住み続けたいまちをつくるため、知恵を出し、汗をかき、力を合わせて全力で村政を推進していく所存であります。

議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信といたします。

○議長（高橋和雄君） 1時間が過ぎましたので、休憩をしたいと思います。

15分間休憩をします。

20分から始めさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、引き続き会議を開きたいと思います。

教育行政執行方針を、上松教育長、お願いいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 平成28年度、中札内村教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

はじめに、わが国では、特別な支援を要する子どもも含めた全ての子どもが社会で自立し活躍する力を育むための教育の充実が求められています。

そのため、教育再生は、国の最重要政策として位置づけられており、中央教育審議会においては、これからの時代に求められる資質・能力の育成のために、「何を知っているか」だけでなく、「それを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」までを視野に入れ、社会の変化を柔軟に受け止める「社会に開かれた教育課程」という観点から、学習指導要領等の構造的な見直しが行われており、アクティブ・ラーニングの視点か

らの授業改善、小学校からの英語教育の充実、道徳の時間の「特別の教科」化などによる道徳教育の充実をめざし検討が進められています。

本村教育委員会は、昨年5月に新教育委員会制度に移行し、村には総合教育会議が設置され、新しい教育委員会制度に移行しました。

第6期中札内村まちづくり計画の柱の一つである「人と文化を育むまち」を実現するため、昨年策定した「中札内村教育大綱」のめざす姿、基本方針を基に、第6期中札内村まちづくり計画の柱の一つである「人と文化を育むまち」を実現するため、教育に関わる諸計画に基づき、村と連携して引き続き努力してまいります。

子どもたちが社会の中で義務と責任を果たせる人となるよう、学校・家庭・地域など社会全体で、「生きる力」の育成を基本とし、知・徳・体のバランスのとれた新しい時代を切り開く心豊かでたくましい子どもの育成と、そのための教育環境づくりを推進します。

社会教育では、村民一人ひとりが心の豊かさ、生きがいを感じることでできるよう、文化・芸術に触れる機会をつくり、生涯にわたって学ぶことができ、その成果を生かす環境づくりを進めます。

以下、主要な事項について申し上げます。

第1は、学校教育の推進です。

基礎的・基本的な知識・技能やそれらを発揮できる力である「確かな学力」を身に付け、そして、心豊かで心身ともに健康でたくましく生きていくために必要な資質や能力、いわゆる「生きる力」を育むため、「中札内村学校教育推進基本指針」の基本目標である「豊かな人間性を育む」ことを重点に取組んでまいります。

一つめの重点目標は、「新しい時代を切り拓く力の育成」です。

「確かな学力」の向上を図るため、子どもの学習状況を的確に把握した指導を行うとともに、家庭学習の定着、ノーテレビデー・ノーゲームデーの実施、長期休業中の学習支援などに取組みます。

また、学力・学習状況調査の結果を受け、課題抽出による学校ごとの改善プランの作成、学力・体力向上サポート委員会による結果の分析、学校、家庭、地域で取組むことなどを公表します。

「社会の変化に対応する力を育成する教育」では、子どもが自己の良さや可能性に気づき、夢や目標に向かって生きていこうとするたくましい力を身に付け、自己肯定感を高める取組みを推進します。

外国人英語講師の各学校への派遣による生きた英語によるコミュニケーション能力の向上に取組みます。国際交流派遣事業研修は、オーストラリア・モルヤ・ハイ・スクールへの派遣研修事業を実施します。

「特別支援教育の推進」では、合理的配慮の観点を踏まえた個別の指導計画によるきめ細かな指導、個別の教育支援計画の活用による一貫した支援を行います。

中札内小学校と中札内中学校に学校特別支援員を配置し、児童・生徒の学校生活・学習活動をサポートします。

特別支援学級においては、個々の児童・生徒が自立をめざし、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養います。

幼児期からの就学に向けた支援や保・小・中連携のため、特別支援学校である中札内高等養護学校や南十勝こども発達支援センターの協力をいただきながら、特別支援連携協議

会等での情報共有と教育支援委員会により必要な支援の協議を行い、保護者との合意形成を図って、子どもに応じたきめ細かな特別支援教育を推進します。

二つめの重点目標は、「豊かな心と健やかな身体の育成」です。

「地域の素材を活用し、豊かな人間性と感性を育む教育」では、学校支援ボランティアなど、地域の人々の力添えと施設等の活用により、郷土を愛し、ふるさとを大切にする教育や、豊かな人間性と社会性を養う交流・体験事業に取り組めます。

いじめは「人として絶対に許されない」という強い認識に立ち、教職員が子ども一人ひとりと向き合い、普段からのコミュニケーションを大切にし、小さなサインを敏感に受け止め、中札内村いじめ防止基本方針、各校の学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。

また、スクールカウンセラーによる予防的な教育相談や学校が一体となった取組みを支援し、いじめの実態調査や学校対応状況の把握など、教育委員会も積極的に関わり、緊張感をもってその責務を果たしてまいります。

学校では、規範意識や倫理観、自他の生命を尊重する心を育てるため、学校の教育活動全体で組織的な道徳教育の充実に取り組めます。

「健やかな身体の成長を促す教育」では、健康・体力の向上を目指し、新体力テストは全学年全種目を実施し経年変化を見取り、体育の授業改善、部活動やスポーツ少年団活動の支援と基本的な生活習慣や正しい食生活の確立に努めます。

また、中札内小学校栄養教諭と連携して、小中3校での給食指導や食育授業の充実に努めます。

三つめの重点目標は、「信頼される学校づくり」です。

保護者や地域住民との信頼関係を高めるため、日ごろから積極的な様々な手段で情報提供に努めるとともに、教職員の服務規律遵守徹底や体罰根絶の指導などに取り組めます。

「開かれた学校づくり」では、「地域参観日」の開催や「学校だより」の全戸配布などにより、地域住民との積極的な情報共有を行います。

「特色ある学校づくり」では、地域の特性を生かした教育活動を進めるため、地域の自然や伝統文化、芸術活動など、学校ごとの創意ある教育課程が編成されるよう適切な指導や助言を行います。

「学校力の向上を図る学校づくり」では、管理職のリーダーシップによる、組織的・機動的な学校づくりの推進や教職員の資質・能力向上を目的とした教職員評価制度の活用、新しい時代に対応する視野の拡大、専門性や実践的指導力向上を図るため、更別村と共同設置している指導主事の活用、校内研修の充実や各種研修事業への参加を促します。

四つめの重点目標は、「地域全体で子どもを守り育てる体制づくり」です。

「地域で子どもたちを育てる環境づくり」、「学社融合による教育活動の推進」では、学校支援ボランティアの活用、大人と子どもの交流事業などの拡充、より豊かな学習活動や体験活動の充実を図るため、学校と保護者、地域が目標や課題を共有し、本村の環境を生かした特色ある学校づくりをめざして、地域の人が学校を支えるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入します。

また、学校とPTA、子ども会、教育関係者などとの連携により、長期休業中の体験活動や社会教育プログラムを充実させ、「生きる力」を育む活動と環境づくりを進めます。

中札内村学校教育推進基本方針は、平成24年度に一部改定しましたが、第6期まちづくり計画及び教育大綱の策定を受けて、本年度見直しを行います。

「学校給食」は、地場産の素材を使った「ふるさと味覚給食」やふるさと食材の日、行事食の提供を行うとともに、地場食材の理解と愛着を深めるための生産者との交流事業や、調理員の学校訪問による食育活動に取組みます。

食材は村内で調達できるものは中札内産、村内で確保できないものは、十勝産、道内産、国内産と、地元に近いところから調達する地産地消の考え方を基本に調達します。

第2は、社会教育、文化、芸術の振興です。

村民の皆さまが心豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学び、その成果を生かすことのできる環境づくりを進めます。

また、社会教育が生涯学習推進の中核的な役割を果たすことができるよう、第7期社会教育中期計画に基づき、多様な学習機会の提供や団体・指導者の養成、施設整備、情報提供、などの充実とともに、学習の成果を生かせる場や機会の提供に努めます。

更別村との連携では、これまでの「学校舞台芸術鑑賞」のほか、お互いの生涯学習やスポーツなどの講座等に参加できるようにします。

「少年教育」では、各種体験学習や世代間交流、文化の異なる国内外の地域との交流を通して、新たな自己の可能性の発見や自立心、責任感、人を思いやる気持ちなどの健全な心身の育成を図るため、通学合宿やジュニアアウトドアスクールなどの体験活動事業と、南砺市、川越市の子どもたちとの交流事業を実施します。

「成人教育」では、生涯学習講座の開催と、文化振興奨励事業による自主的学習活動への支援を行うとともに、社会教育団体の自主活動など、活発な生涯学習活動を促進します。

「高齢者教育」では、「ポロシリ大学」による学習機会の提供や、子どもとの交流の中で、これまで学んできた豊かな経験や知識を還元する機会を提供します。

「家庭教育」では、サークル等の自主的活動を支援するなど、家庭の教育力の向上を支援します。

また、「共育の日関連事業」の実践により、地域の教育力を結集し、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進めます。

「文化・芸術」では、郷土芸能や文化団体の活動を支援するとともに、芸術に親しむ機会を提供します。

また、村民が主体となった「文化祭」の実施や、文化振興奨励事業の活用による公演等の開催、「学校舞台芸術鑑賞」など、芸術文化の鑑賞機会が創出されるよう支援します。

昨年度で終了した「北の大地ビエンナーレ」に続く、新たなアートの村・中札内村の魅力を発信することができる事業の調査検討を行います。

「文化財保護」では、郷土に対する理解を深めるため、文化財の保護、伝承、名勝ピリカノカ・十勝幌尻岳のPRに努めます。

「図書館事業」では、読書の楽しみを感じてもらい、図書に親しめるよう、道立図書館や他市町村の図書館と連携しながら情報の収集と提供、蔵書を充実させるとともに、図書館ボランティアの協力をいただきながら、おはなし会などの事業を実施します。

また、「中札内村子どもの読書活動推進計画・第二次計画」の具現化のため、学校図書館や保育園、学童保育での読書活動の支援や連携事業を実施します。

「上札内交流館」は、地域のさまざまな活動や、研修、多様な交流の場としての利用を積極的にPRし、地域のコミュニティ活動や交流に寄与できる施設として利用拡大に努めます。

第3は、スポーツの振興です。

誰もがスポーツを気軽に、楽しく親しみ、スポーツを通じた交流ができる環境が創出できるよう、スポーツ団体の育成・支援に努めます。

また、スポーツの機会の提供とスポーツ施設の適正な管理運営に努め、生涯スポーツを振興します。

「中札内水泳プール」及び「上札内水泳プール」の老朽化により、両プールを統合し、新たに「中札内村民プール」を建設します。

「中札内交流の杜」は、全国レベルの大会が継続して開催されるよう努力するとともに、施設の良好な維持管理に努めます。

また、多くの村民の皆さまや団体等に利用していただけるよう、多目的室の床改修を実施します。

「村民体育館」は、耐震改修と2階トレーニング室の床改修、1階多目的トイレの設置のほか、屋根・壁の改修を行い、安全性、利便性、快適性を向上させます。

以上、平成28年度の教育行政執行にあたっての方針と主要な事項について申し上げます。

教育委員会は、次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、生涯を通して豊かに学ぶことのできる社会の実現をめざし、学校、家庭、地域はもとより、関係機関、団体等と連携しながら、本村教育のより一層の充実、発展に全力で取り組んでまいります。

議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信といたします。

○議長（高橋和雄君） これで各執行方針の説明が終わりました。

◎日程第8 報告第1号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

○議長（高橋和雄君） 日程第8、報告第1号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 損害賠償額の決定についての専決処分についてご説明申し上げます。

平成27年6月16日、中札内きらきら保育園内園庭のビニールハウスで、ビニール巻取機が自動で作動し、園児の右腕が巻き込まれる事故が発生、負傷させたもので、心よりお詫び申し上げます。

このたび、本件にかかわる治療が終了し完治されたことにより、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償額を決定し、加入している賠償責任保険から全額を賠償するものであります。

議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この損害賠償額の決定についての専決処分の報告については、報告済みといたします。

◎日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋和雄君） 日程第9、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、議題に供されました人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

現職の鈴木治氏は、来る6月30日に任期満了となりますが、釧路地方法務局長より後任の推薦依頼がありましたので、人権擁護委員法に基づき、引き続き鈴木治氏を人権擁護委員として推薦しようとするものであります。

鈴木氏は、人格識見ともに優れており、最適任者と存じます。

よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げ説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

諮問第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

ただいま、議題となっております諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任者とするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、被推薦者を適任者とするに決定をいたしました。

◎日程第10 議案第9号 中札内村まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第10、議案第9号、中札内村まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 本案件は、まちづくり基本条例第43条に、4年を超えない期間ごとに見直しの必要性について検討することと規定されており、総合行政推進委員会に審議をいただき、一部を見直しすべきとの報告を受け、公職選挙法の年齢引き下げに準じて

改正の必要があると判断したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

総合行政推進委員会のまちづくり部会では、昨年の8月から5回の会議を開催し、まちづくり基本条例の一条一条について、現状評価論点を整理した上で、見直しの必要性について、意見をいただきました。

最終的に提出された意見の中では、本条例が本村のまちづくりに欠かせない条例であることが改めて確認されましたが、見直すべき点も指摘されておりますので、本条例の一部改正について、ご提案申し上げたところです。

条例の改正につきましては、議案の6ページになります。

第9条、まちづくりに参加する権利についての条項で、第3項で、これまで満20歳未満の青少年及び子どもはとあるのを、公職選挙法に規定する選挙権年齢が18歳以上に引き下げになることに伴い、条例の規定につきましても、18歳に改めようとするものです。

条例改正に関する意見は、この1点だけでしたが、条例の普及啓発、情報共有、住民参加の推進などを積極的に取組むことが必要であるという意見をいただいております。

施行につきましては、平成28年4月1日からとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 1点お聞きをしたいわけですが、今、提案理由ありました通り、選挙年齢が20歳から18歳になったということを受けて、総合行政推進委員会では、5回の会議を開きながら、下げる必要があると、この通りだというふうに思うのですが、他の村の例規類集というの、その中で、既存の条例がある中で、こういった見直しをしなければならないものについても、これは行政推進委員会と直接は関係ないのですが、関連して年齢の引き下げをする箇所や何かについても、村の方で検討されて、このものだけが必要ということを出したのかどうか。

その辺だけ、ちょっと確認をさせてください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 総合行政推進委員会につきましては、まちづくり条例について、現状に即しているかどうかを諮問する形になってございまして、他の条例等については、特に見るような形にはなってございません。

現在の村の条例等において、年齢要件が20歳とかあるのは、特に今関係課確認いたしますと、特にそういう年齢要件で謳っているところは特にございません。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ありませんか。

よろしいですか。

ないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

議案第9号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第9号、中札内村まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号 中札内村行政不服審査会条例の制定について

◎日程第12 議案第11号 中札内村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付にかかわる手数料に関する条例の制定について

◎日程第13 議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第11、議案第10号、中札内村行政不服審査会条例の制定について、日程第12、議案第11号、中札内村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付にかかわる手数料に関する条例の制定について、日程第13、議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴い、審査会の設置条例及び手数料条例を新たに制定し、また、この法律を引用している条例について、所要の改正を行うため、「中札内村情報公開条例」、「中札内村個人情報保護条例」、「中札内村固定資産評価審査委員会条例」を一括して改正しようとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長(阿部雅行君) 補足説明を申し上げます。

行政不服審査法の改正に伴い、地方公共団体に執行機関の付属機関として、この法律の規定により、その権限が属された事項を処理するための機関を置くこととなったため、条例でその組織及び運営に関する事項を定めるものです。

この改正された行政不服審査法とは、行政庁の処分に関する不服申し立てについての一般法であり、個別法に定めがある場合を除き、国、地方問わず、行政庁の処分に幅広く適用されるもので、国民の権利・利益の救済と行政の適正な運営を確保することを目的とされております。

それでは、条文について説明いたします。

議案の 8 ページをお開きください。

第 1 条に主旨を規定し、第 2 条は設置で、行政不服審査法の規定に基づき、法の規定により、その権限に属せられた事項を処理するため、中札内村行政不服審査会を置くこととします。

審査体は、事件ごとに審議する非常設の審査会を置くこととしております。

第 3 条は組織で、審査会を合議体として可能な 3 人としています。

第 4 条は委員で、優れた識見を有する者のうち、村長が委嘱することとします。

そのほか、委員の守秘義務及び政治活動の制限を規定しています。

第 5 条は会長の職務などの規定、第 6 条は審査会会議について。

第 7 条は雑則で、条例に定めるもののほか、審査の手続きに必要な事項が発生した場合の規定。

第 8 条につきましては、罰則を規定しています。

附則の施行期日は、法の施行日と同様の平成 28 年 4 月 1 日から施行するとしています。

続きまして、議案第 11 号、中札内村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付にかかわる手数料に関する条例の制定についてですが、ページが次のページになります。

10 ページです。

改正行政不服審査法において、資料等の写しを交付する際の手数料について、徴収及び額を条例で定める必要があることを規定していることから、新たに手数料に関する条例を制定いたします。

第 1 条、主旨です。

この条例は、行政不服審査法の規定による資料等の手数料について、必要な事項を定めるものとしております。

第 2 条、第 3 条は、手数料の額で、書面等の請求する場合につきましては、手数料を納めなければならないとしております。

下段、別表に額を規定していますが、現状あります情報公開条例に定める額と同様に、白黒 10 円、カラー 100 円としています。

第 4 条、手数料の減免につきましては、法に準じた形を取っております。

施行期日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日としております。

次に、議案第 12 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

こちらは、黒番号 14 番、議案関係資料の 2 ページをご覧ください。

この条例で三つの条例を改正しよういたします。

最初には、中札内村情報公開条例の一部改正ですが、改正の理由としては、法律番号と用語の整理を行うとともに、この情報公開条例は、独自の不服申し立てに関する規定があることから、行政不服審査法の適用はしないと規定するものです。

第 14 条第 1 項の改正は、用語等の整理で、新たな第 2 項が、法の適用はしないとするものです。

3 ページをお開きください。

こちらが中札内村個人情報保護条例になります。

こちらにつきましても、法律番号と用語の整理を行うとともに、行政不服審査法の適用

はしないとする規定を入れてございます。

次に、4ページからの中札内村固定審査評価審査委員会条例の一部を改正する条例ですが、主旨は、同様に行政不服審査法の全部改正に伴い整備を行うもので、第4条第2項の字句及び項の追加につきましては、改正に伴う記載事項の整理を行ったもので、真ん中の第3項の改正につきましては、引用条項の変更による改正。

次の第6項の追加は、審査申出人資格喪失届出規定を追加したものです。

下段の第9条第2項の追加は、オンライン提出にかかわる規定を追加したものです。

次に、5ページの削除したのがございます。

但し書きの規定を削除しております。

これは、但し書きの例外規定を削除しています。

そして、第5項は、新たに明記したもので、次の第14条は、記載事項等を明記して整理したものです。

施行日につきましては、同様に、平成28年4月1日からとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

3件についての質疑は午後から行いたいと思います。

暫時休憩をして、1時から再開をしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第10号、中札内村行政不服審査会条例の制定について、中札内村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付にかかわる手数料に関する条例の制定について、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての3件についての質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 念のための確認ということなのですが、中札内村行政不服審査会条例、議案8ページですね、これの第2条の中札内村行政不服審査会を置くということなのですが、この委員というのはどういった人たちがなる組織なのか。

その説明をお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 先ほどの説明の中で、非常勤ということをご説明いたしましたけれども、どのようなものになるかというのは具体的に説明いたしませんでした。

想定しておりますのは、ただいま村で持っている個人情報保護審査委員会、3名の委員がいるのですが、その委員をこちらの方の委員を兼ねていただきたいと思いますと考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、質疑を終わりたいと思います。
一つひとつ討論をしてまいりたいと思います。
議題第10号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第10号、中札内村行政不服審査会条例の制定についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。
議題第11号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第11号、中札内村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付にかかわる手数料に関する条例の制定についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。
議題第12号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第14、議案第13号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の改正を行うため、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「職員等の旅費に関する条例」、「職員の分限についての手続き及び効果に関する条例」、「中札内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を一括して改正しようとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

ただいま、提案説明のありました4本の条例につきましては、平成26年5月14日に交付されました地方公務員法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されます。

この法律は、公務員制度改革の一環として、国家公務員法等の一部を改正する法律において、人事評価制度などが導入されたことにより、地方公務員についても同様な制度を図ろうとして改正され、今回、必要な事項について条例等を整備しなければならないことから、提案するものでございます。

まず、議案資料6ページをお開きください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これはこの条例の制定根拠となる地方公務員法第24条第6項が、第5項に移動となりますので、改正するものです。

この地方公務員法第24条第5項とは、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件については条例で定めると規定しております。

次の7ページですけれども、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましても、地方公務員法の改正によるものでございます。

8ページになります。

職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例ですが、人事評価制度が任用、給与、分限など、人事管理の基礎として活用されることを受け、分限処分の一つとして、降給の事由や手続きについて明確化する必要が出てきたことよって改正するものです。

国家公務員については、人事院規則で定める形を取っており、地方公務員についても、人事院規則に倣う形での参考例が示されております。

第1条に主旨、こちらに降給を加える改正を行い、第2条に、降給の種類の条項を加え、降給の種類につきましては、給料表を下位に変更する降格と同一の給料表の下位に変更する降号があるとして、第2条の2及び第2条の3、この二つの条でそれぞれの手続きについて事由を明記しております。

以下、1条ずつ繰り下げ、第3条以降については、降給の場合を含めて、用語の整理などの改正を行っております。

次に、議案資料12ページになります。

中札内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてですが、この

人事行政の運営状況について、報告事項を定めた地方公務員法が改正され、人事評価及び退職管理が追加されるとともに、勤務成績の評定が削られました。

これに伴い、条例で定めている報告事項についても、今回改めようとするものです。

併せまして、職員の休業の状況についても、地方公務員法の改正に合わせて、追加しようとするものです。

施行日につきましては、平成28年4月1日からとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、1点お聞きをいたします。

職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部の改正の第3条に、降任、免職、休職及び降給の手続き等々の規定がされておりますが、その中で、一定の基準を設けてそれぞれ判断をしていくのですが、一つに、客観的な事実に基づいてということ規定されているわけですね。

この言葉というのは、すべての者は公平という扱いをしなければならないという考え方に基づいて、客観的などという言葉に統一されているというふうに思うのですが、なかなかこの辺の判断が非常に難しくなるのかなというふうに思います。

それで、今まで規定に基づいてやったものを、地方公務員法の改正によって、この規定で条文化されたというこんなことですが、今までとあまり変わらないのかなというふうに思うのですが、そういった客観的な事実に基づいてということで、私なりに解釈しますと、個々の任命権者がその時々で統一した考え方で持っていかなければならないですが、そのために、本村の分限、懲戒の規定がある、懲戒処分の基準とか委員会とかってあるのかな。

そんなものに基づいてやっていくのかなということ想像するわけですが、改めてその辺の取扱いというか手順というか、説明を願いたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今回の地方公務員法の改正につきましては、降給が入ったということで、内容については、黒田議員おわかりになったかと思えますけれども、これまでの条例におきましても、降給という処分はなかったのですけれども、そのほかの処分がございまして、当然、この対照表の中において、9ページになりますけれども、改正前の条例、第2条になりますけれども、客観的事実に基づいてという言葉ありますので、あくまで主観は入らない形で、客観的事実に基づいて処分等を行ってきております。

今回、そして改めて、地方公務員法の改正によって人事評価も入ってきましたので、人事評価においても客観的な形で取り進めるという形でございます。

この客観的な形というのは、あくまで人が評価することですので、それなりの勉強というのは必要だと思います。

当然、人事評価については、これまでもうちの職場やってきました、管理者、評価者における研修等も複数年行ってきて、そこら辺は客観的に評価するような形を熟知するような形で進めておりますので、こちらの方については、このような形で進めていきたいと思っております。

あと、審査会の方なのですが、審査会につきましては、当然審査会基準がありまし

て、そのような手順で評価していく形取っております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 聞きたいとか言いたいことは、客観的な事実に基づいて、公平にそれぞれいろんな種類があるやつを、公正にやれることが一番いいのだけでも、簡単に非常に難しいのですね。

そんなことで今までもこんな判断でやっているのかなというふうに思うのですが、自分なりに解釈して、ほかの規定や何かもちょっと見てみると、分限、懲戒の村の規定の中に、今、総務課長が言うように、最終的に審査委員会かな、副村長がトップとなって、あと、教育長と総務課長が入った3人で審査委員会やるのかな、ということだろうなというふうに思うのですが、それと後、ちらっと見ると、懲戒処分の基準というの、この場合については戒告する、免職するとかってずっとあるやに規定の中拝見するのですが、恐らくこのことに基づいて、最終的に審査会の中でそれぞれの処分を決めていくことが客観的な基準に基づいてやるのかなというふうに思ったのですが、そうではないのですかね。

あくまでも任命権者がそれ以外に、総体的に考える中で、こうするああするという処分をしていくのか。

その辺の確認をしたかったわけですから、ちょっと質問しております。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） それではちょっと私の方から、整理含めてお答えをさせていただきます。

今回、条例一括で出していますから、その根拠、背景というか、二つあると。

一つは分限、懲戒。

もう一つは降給、降号ですか。

これは、人事評価によってやるので、そこは根本的に大きく違うと。

おっしゃっている客観的な事実はどこの方で言っているかちょっとわからないのですが、懲戒処分にすれば、それはそれに相当する客観的な事実がないと、それはちょっとここでいろんな例、多すぎますから省略します。

人事評価の方では、これはやっぱり評定基準、それから目標設定というのがございますので、これが客観的に達成できたかできないか。

これは、客観的な事実として見るができると思いますので、こういったその事実の拠り所については、あまり恣意的な部分、それから、その公平公正を逸するようなことではなくて、第三者が見ても、事実判断ができるように、できたかできないか。

それとそこを満たしたか満たしていないかということやっていくことになります。

この降給、降号は、人事評価でやるとすれば、懲戒ではございませんので、そちらの方にはかからないと。

そこが大きく分けて、それぞれ懲戒、分限の場合の大きな拠り所としての整理の仕方。

それと、人事評価の場合の拠り所ということで、その整理はきちっとそれぞれ基準として持った上でやるということでございますので。

あくまでも客観的な事実というのは、明確に片一方で言えば、要項等で基準を定めておりますし、人事評価で言えば、その根拠となるものは明確に目標設定、評定表ということで統一に定めて運用しているということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） いずれにしてもこれ、受ける方は非情なことになるわけなのですが、処分する任命権者の方については、そういうシビアなものなので、誰が見てもそれは致し方ないという公平性を特に重要視されて、取り扱っていくのだらうなというふうに思うのですが、改めてその辺を再確認する中で、今後、運用執行に当たっていただきたいなということです。

○議長（高橋和雄君） ご意見として整理させていただきたいというふうに思います。

そのほか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 今回の条例改正に伴って、庁内の、役場内のシステム的な変更というか、人事評価等何か変更するようなものというのは具体的にあたりするのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 庁内の人事評価制度ですけども、管理職につきましては、2年ほど前から正式運用という形で、勤勉手当等に反映させてきております。

一般職につきましては、まだそこまで反映はしていないんですけども、人事評価制度やってきてございます。

今回、この降給が入ったんですけども、人事評価制度自体は今やっている内容を変える形はございません。

ある程度一定の積み重ねができて、各職場において浸透してきて、熟知も大分上がってきていますので、今の形で人事評価制度を行っていかうと考えております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） ということは、例えば目的を設定して、それは達成できなかったからといって、それが即降給、降号につながるということではないということでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 運用面でございますから、まだ100%これはがんじがらめということではないのですが、せつかく制度をきちっと高めてきていますし、これは職員の人材育成にも資すると。

あるいは組織力の向上にも資するという目的でやらせていただいていますので、その結果について、きちっと成果を上げたものについては、これは評価をしていくのが正しいであろうというふうに思っています。

ただ問題は、期末勤勉手当、今課長が申しあげましたように、期末勤勉手当についてはやっておりますのですが、問題は、この今お出しさせていただいた給料の考え方です。

たった一度の評価で給料を例えば上げた場合は、仮定しますと、それは非常に大きな差になります。

ただ、もう一つ言いますと、今55歳以上の高齢職員は、制度がないと昇給できないような仕組みにもなっておりますから、ここは制度としてあるものをどうするかというその整理もきちっと必要かなというふうに思っています。

逆に言うと、その制度があることによって、きちっと運用すれば、そのことの結果が反映できるのに、それをしなければ、その結果が反映できないということになりますので、ここのところは、一つ大きな課題として、降給ばかりではなくて、上げる場合の問題点の整理もしっかりしながら、次の対策をとっていますので、給料の反映については、まだ

少し時間が必要かなというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 今のご答弁である程度納得できました。

人材育成面、また、組織力の向上ということで、職員の方々のモチベーションもより上がるように。

そして、マイナス評価で委縮することがないように、当然評価というのはきちんと、客観的事実に基づいてやっていかなければいけないのですけれども、やはりこれから地方創生時代、よりアイデアの求められる行政運営、求められるところでもありますので、要するに、チャレンジ精神旺盛な取組みに対して、ある程度の裁量というか、そういったものを含めて、今後、前向きになれるような取組みを進めていただきたいなということで、ご意見でした。

○議長（高橋和雄君） 意見として処理させていただきたいというふうに思います。

そのほか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第13号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第13号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第15、議案第14号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、「行政不服審査法の全部を改正する法律」と「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の施行に伴い、勤勉手当の規定などについて、所要の改正を行うものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださ

いますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

議案資料の13ページをお開きください。

この職員の給与に関する条例の一部改正につきましても、上部法の改正により行おうとするもので、第1条の改正と、一つ飛びまして、第14条の4、勤勉手当について。

そして、一番下の別表第3の標題については、地方公務員法の改正に伴い、用語等を改めるもので、第14条の3につきましても、行政不服審査法の改正により、給与の一時差し止め処分の取消しの申し立てにかかわる引用条項の改正により改めようとするものです。

施行日につきましては、平成28年4月1日からとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第14号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第14号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号 定住自立圏形成協定の変更について

○議長（高橋和雄君） 日程第16、議案第15号、定住自立圏形成協定の変更についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件、定住自立圏形成協定の変更につきましては、平成23年度から取組んできた定住自立圏構想について、帯広市と管内18町村との間で、現協定の追加・拡充等の協議が整ったことから、帯広市と各町村が協定を締結するため、中札内村議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議決を経ようとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） それでは補足説明を申し上げます。

定住自立圏構想につきましては、中心市と近隣町村が相互に役割分担し、連携協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保することとし、地方圏における定住の受け皿を形成することとされ、十勝につきましては、帯広市が中心市となり、平成23年度に協定を締結、共生ビジョンを作成し、取組みを進めてきており、現在、平成28年度からの第2期のビジョン作成を進めております。

それでは、黒番号14番、議案資料15ページをお開きください。

協定書の新旧対照表で説明いたします。

協定書につきましては、こちらでは省略していますが、第7条まであり、目的、基本方針、取組み、役割分担などを定めています。

今回は、第3条の別表に定める連携する取組み及び役割分担の変更になります。

資料に添付した別表3は、すべて記載しており、改正部分をアンダーラインを引いております。

まず最初に、新たに取組みを行うのは、16ページ（3）高齢者の見守り体制の充実を図るため、情報共有や活用体制の構築を図る高齢者の生活支援体制の構築。

次に、17ページ、受け入れ環境を充実して、スポーツを通じた交流人口の増加を図るとして、スポーツ大会等の誘致。

次に、19ページをお開きください。

こちらでは、実現の機運の高まりを見せ、取組みを推進するとして、航空宇宙産業基地構想の推進。

次に、21ページ、（2）になります。

北海道が推進する支援ネットワークに参加・協力して支援を行っていく結婚を希望する若者の支援。

そして下段になります。

国が提供しているデータ等を活用して、圏域の現状分析を行う圏域レベルのデータ集積活用。

この五つの項目を新たに取組むほか、拡充などにより文言等の整理を行っております。

この協定に基づきまして、連携して取組む具体的な事業については、定住自立圏共生ビジョンの中で詳細をまとめてまいります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

この定住自立圏の締結によっていろいろやられることができると言うように考えておりまして、特に今回、新設されたました高齢者等の生活支援体制の構築の部分についてなのですけれども、このことについては、高齢者の徘徊などに対して広域でやるのが望ましいというように私も感じているところなのですけれども、そればかりでなくて、ほか

の高齢者の支援については、広域でやれる部分があると。

中札内だけでできなかった部分ができるようになったり、また、今までなかなか進まなかったことが進むというようなことがあると思うのですけれども、そういうようなことをこれからどのようにして進むのかということがわかれば教えてください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今回新たに加わりました、今おっしゃられた高齢者の生活支援体制の構築ですけれども、今、男澤議員おっしゃった通り、形成協定の内容につきましては、高齢者の徘徊などについて、広域での情報共有や対応体制の構築を図るとともに、圏域が抱えるそのほかの介護士不足等の課題解決に向けた取組みを進める形にしてまいります。

ですから、具体的にどのような形で詳細取組むかというのは、今後の管内で話し合っ決めていくことだと思いますけれども、大きい目的につきましては、今ご説明したような形になってまいります。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 議案資料の17ページにあるのかな。

新規ということで、スポーツ大会誘致に向けた連携強化というこんな観点から、新設がされたというふうに思うのですが、十勝あるいは本村として、現在あるいはまた今後、関連する動きがあるというのかな。

そんなことで、新設すべきだという変更契約をしようとしているのですが、本村にとっては、今までの議会も、こんな誘致を進めるべきでないかなというようなそんな意見が出た経過もちょっと思い出しますが、本村においては、大きいサッカー場等々があるわけです。

よって、全国大会のサッカーの誘致、あるいはまた、2020年のオリンピックに向けた受け入れというのかな、練習の受入地とかって、そんなことがあるから、こんな新設が出てきたのかなというふうに思うのですが、そこら辺、どんな議論があつてというか、動きがあるのかなということでもちょっと知りたいものですから、聞いたところでございますので、わかる範囲内、教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今回、スポーツ大会等の誘致が加わった背景ですけれども、黒田議員おっしゃった通り、大きい大会を見据えてのことも当然あるところでございます。

大きな大会というのは、冬季のアジア大会、当然札幌が受け入れになりますけれども、スケート等につきましては帯広市を会場として開催されることもあります。

そして冬季オリンピックにおいては、北海道札幌がどのような形で進めるかわかりませんが、そのような形もございます。

大きい大会としては、そういう大会が控えているのはあります。

そのほかに、議員おっしゃった通り、全国大会が少年団大会もしくは高校大会等ありますので、そのような大会を誘致するために、競技施設、宿泊施設などの整備、当然帯広市中心に行っていくわけですけれども、近隣なども持っております。

宿泊施設も近隣等持っていますので、そういう形を連携体制を強化するために、大きい大規模な大会等に対応できる形を充実していくために、このような十勝定住自立圏においても取組み項目と加えております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） いずれにしても、他の町村にないような、うち、サッカー場4面あるわけですから、そんなことを最大限活かす中で、本腰を入れて帯広市を中心とした誘致というのかな、そんなことに参画していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいということでもあります。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいと思います。

そのほか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは、議案関係資料の21ページについてなのですが、私も新設の事業について、ちょっと確認させていただきます。

この結婚を希望する若者を支援ということで新たな取組みが盛り込まれているのですが、これは本村の地方創生の総合戦略に載っている事業と何か関連するものなのか。

その確認がまず1点。

それと後、データ分析ということですね。

圏域レベルのデータ集積と活用なのですが、必要なデータの提供等を求められるやにこちらの記載あるのですが、どういったデータの提供を求められることが想定されているのか。

この2点について、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 2点についてご質問いただきました。

まず1点目の結婚を希望する若者の支援について、ご説明申し上げます。

これにつきましては、村の地方版総合戦略においても支援していくよという形で掲載してございます。

当然、村の地方版総合戦略に掲載しているのは、単独でやる事業もございますけども、このような形で、定住自立圏に載った形、そして北海道と似たような形、合せて総合的に取組むのがうちの地方版総合戦略の取組みになっていきます。

当然これも入っているという形になります。

もう1点の圏域レベルのデータの集積活用についてですが、これにつきましては、まず、データの活用をして、十勝圏の現状分析を行うというのが主の目的になります。

このデータというのは、ビッグデータなどを活用して、さまざまな角度から十勝圏の現状を分析していくというのが第1点になります。

具体的にどのような形を行うかと言いますと、地域経済の分析及び観光客などの移動情報など、そのようなものを活用して、十勝圏の現状を分析していくという形になってまいります。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは、もう1点、結婚を希望する若者の支援に関することなのですが、これは村が地方創生の総合戦略に載せている事業と、北海道のこの取組みですか、結婚支援ネットワーク、これに参画するというのはまた別の取組みということなのでしょうか。

総合戦略では、十勝管内結婚支援協議会への参加ということで記載あったのですが、この北海道ネットワークとはまた別物で、それぞれ別の事業というような受け止め方になるのか。

それとも何か、北海道のネットワークを元にして、この十勝の結婚支援が行われるのか。その辺ちょっとあやふやだったものですから確認させてください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） すみません。

こちらの協定書と地方版総合戦略の名称、多少違いますけども、同じものでございます。同じ北海道の支援ネットワークに基づいて活動していくという形になります。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） これ実際に、事業内容なのですけども、どんな事業なのかがちょっと、男女のマッチング的なことをやっていくのだろうなと想像はできるのですが、具体的にこんな事業になるのですよという、もし説明いただけるようでしたらよろしくお願いいいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず、支援のネットワークを構築します。

各関係町村、支援のネットワークを構築して、結婚を希望する若者の交流機会に関する情報を提供します。

今のところ、この支援ネットワークにつきましては、このようなまずネットワークを構築して、交流機会がある情報を提供していくという形になっております。

今後、さらに具体的な活動等が出てくると思いますけども、今現状では、このような活動をおおまかに行っていくという形になってございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

よろしいですか。

ないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

討論に移ります。

議案第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第15号、定住自立圏形成協定の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第16号 財産の取得について

○議長（高橋和雄君） 日程第17、議案第16号、財産の取得についてを議題にします。提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、ヴィレッジときわ野第4次分譲地造成用地として、1万5,059平方メー

トルについて、鳥倉雅人様から2, 412万8, 480円で購入しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いをいたします。

○総務課長（阿部雅行君） それでは、補足説明を申し上げます。

今回取得する土地につきましては、ヴィレッジときわ野東側に隣接する畑、常盤基線246番地4ほか4筆で、合計1万5,059平方メートル。

土地の取得予定価格は、近傍の売買実例第3次の取得価格と同様に、10アール当たり15万8,000円でございます。

また、議決対象とはなりません、分譲地内の隣接地、道見幸子様所有の4,927平方メートルも同様な単価で取得いたします。

宅地造成につきましては、このほど農業振興地域整備計画の変更、農地法の許可及び譲渡所得等の課税の特例の適用の確認を受けております。

区画数は30区画。

平成28年度に造成、道路、上下水道の整備。

秋以降の販売計画を予定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第16号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第16号、財産の取得についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第17号 村道の路線変更認定について

○議長（高橋和雄君） 日程第18、議案第17号、村道の路線変更認定についてを議題にします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

○**村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、ヴィレッジときわ野第4次分譲地造成に伴い、中札内南9丁目環状線道路の起点変更と、ときわ野団地2号道路の終点変更の認定をするため、議会の議決を得ようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○**議長（高橋和雄君）** 補足説明を、大和田施設課長、お願いします。

○**施設課長（大和田貢一君）** それでは、補足説明を申し上げます。

議案関係資料、黒ナンバー14番の22ページをお開き願います。

本案件は、平成28年度に予定をしておりますヴィレッジときわ野第4次分譲地造成に伴い、団地内道路の改良舗装整備を行うため、既存認定道路の中札内南9丁目環状線道路の起点と、ときわ野団地2号道路の終点を変更するため、道路法の定めにより、議会の議決を得ようとするものであります。

資料の認定図左下の黒塗りの部分が新たに整備を行うところで、その路線変更認定概要ですが、路線番号155番、中札内9丁目環状線道路は、起点の地先を変更し、362.61メートル延長するもので、路線番号158番、ときわ野団地2号道路は、終点地先を変更し、121.08メートル延長するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○**議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第17号に対する質疑を行います。

3番黒田議員。

○**3番（黒田和弘君）** 1点説明をお願いしたいのですが、中札内南9丁目環状線道路とあそこには恐らく基線道路敷地というのかな、今、砂利が若干入った形での道路との接点というか接続するような感じがするのですが、その接続の関連がどういうふうに出てくるのか。

あるいはまた、基線道路の道路敷地から幾らか離れた中での団地内道路の環状線道路が付くのか。

ちょっとこの図面ではわかりませんので教えていただきたいなというふうに思います。

○**議長（高橋和雄君）** 大和田施設課長。

○**施設課長（大和田貢一君）** 新年度に予定しております団地内道路につきましては、基線との接続はございません。

現在、第3次分譲地で造成している道路から、さらに延長して整備をしていくと。

そういったことでの今回道路認定の変更を提案しております。

○**議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

○**3番（黒田和弘君）** それでは、基線道路と接続していないということなのですが、基線道路の道路敷地というのかな。

それから幾らぐらい離れた形でこの幹線の道路が付くのか。

余裕地ということになるのですかね。

その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○**議長（高橋和雄君）** 大和田施設課長。

○**施設課長（大和田貢一君）** ちょっと今、図面等の資料ないのでご説明できないのです

けれども、今回新たに、新年度に開発を行う団地用地というのが、2ヘクタール弱ですので、その団地というのは、多分数十メートル、まだ基線まで残りますので、その土地については、この後どういう展開するかということは現在まだ決まっておられませんけれども、今の段階では、そういったスペースがまだ残っておりますので、今回造成する団地と基線の間はまだ民有地が残っておりますので、将来の計画は今申し上げられませんが、現段階では、まだ接続できる状況にはないという状況でございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） これで質疑を終わりたいと思います。

議案第17号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第17号、村道の路線変更認定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第18号 平成27年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第20 議案第19号 平成27年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第21 議案第20号 平成27年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第22 議案第21号 平成27年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

◎日程第23 議案第22号 平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第24 議案第23号 平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第19、議案第18号から、日程第24、議案第23号までの平成27年度中札内村各会計補正予算についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ20億9,782万4,000円を追加し、総額を60億3,269万3,000円に調整したものと

であります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ2,531万5,000円を減額し、総額を6億1,803万8,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ1,074万1,000円を減額し、総額を2億5,077万3,000円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ153万1,000円を減額し、総額を6,043万6,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ135万1,000円を追加し、総額を1億2,833万3,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ164万3,000円を減額し、総額を1億5,552万4,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、各課長より補足説明をお願いしますが、補足説明が終わった時点で休憩に入らせていただきたいと思っております。

最初に、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 一般会計の補足説明を申し上げます。

はじめに、村政執行状況報告にもありました通り、今回の補正予算において、国の地方創生加速化交付金などを受け、平成28年度に実施を予定していた事業を前倒しして、繰越明許費として計上しております。

最初に、この対象事業についてご説明申し上げます。

黒ナンバー14番の議案関係資料23ページをお開きください。

表が2段ございます。

まず上の表から説明します。

地方創生加速化交付金関連事業についてですが、これは、中札内村まち・ひと・しごと総合戦略の対象事業で、上段三つ、十勝アウトドアブランディング事業、クリエイティブ人材移住促進事業、十勝イノベーションエコシステム構築事業、各6万円は、国における地方創生の取組みの基本方針の中に、生活実態に即した圏域づくりが求められており、帯広市を中心として、管内市町村が参加する広域連携プロジェクトの負担額になります。

アウトドアブランディング事業は、滞在型・体験型観光に向けた調査などを行っていきます。

クリエイティブ人材移住促進事業は、企画・デザインなど専門的な知識を持つ人材をターゲットにした移住促進を図るための分析や移住戦略の構築を行っていきます。

イノベーションエコシステム構築事業は、起業する人材育成の仕組みづくりなどを行ってまいります。

次に、六花の森せせらぎコンサート補助事業600万円と、十勝ジンギスカン会議補助事業30万円は、帯広市との連携事業で、8月12日開催予定の両事業は、中札内村、帯

広市でそれぞれ行われ、民間企業含めて新たな枠組みづくりの取組みとして協力連携し、文化・音楽を通じて、また、食文化を通じて交流人口の拡大など地域の活性化を図ろうとするものであります。

観光振興補助事業（その2）1, 572万3, 000円については、4月から新たに採用される観光協会2名の人件費のほか、イベント事業費などを計上しております。

ただいま説明しました地方創生加速化交付金につきましては、補助率が10分の10で、2月上旬に北海道を通じて国に申請しておりますが、採択決定は今後となり、採択の条件は、先駆性を有する事業などハードルが高いと言われておりますので、今回は満額、国・道支出金を見ておりません。

下段の表、上段、情報セキュリティ強化委託事業3, 955万5, 000円については、日本年金機構の情報漏えいを発端に、マイナンバー制度の導入を控え、各自治体のシステム管理体制の強化が提起され、先ほどの地方創生加速化交付金と同様に、国の補正予算において、事業が創設されたことから計上しようとするものです。

補助基準額は、1, 000万円と人口に応じてで、村は1, 060万円が上限額になり、補助額は2分の1の530万円になります。

補助裏分といたしまして、地方債、補正予算債が対象となることから、借入も併せて行う予定でございます。

年金生活者等支援臨時福祉給付金1, 323万6, 000円についても、緊急対策の補正予算で、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援を行うとして、交付金は事務費を含めて全額補助金を計上しております。

支給予定者は430人、一人当たり3万円を支給します。

4月から申請手続きを行い、6月以降の給付見込みとなっております。

強い農業づくり交付金事業18億5, 254万円も、緊急対策による農畜産物輸出拡大施設整備事業に採択されたもので、中札内村農協が整備する農産物加工処理施設整備について予算計上するものです。

補助額は、対象事業費の2分の1で、村を通じての交付となります。

次の公営住宅改修工事（その2）9, 144万円は、国庫補助金の前倒しによる事業で、泉団地3棟12戸、上札内東団地2棟4戸の長寿命化改善と居住性改善を。

上札内地域振興住宅3棟3戸の長寿命化改善を行います。

特定財源として、国庫補助金、社会資本整備総合交付金2, 315万円と、公営住宅建設事業債4, 860万円を借入いたします。

ただいま説明いたしました10件の事業につきましては、繰越明許費の設定をさせていただきます。

それでは、黒ナンバー8番、一般会計補正予算書、歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入は同様の説明を省略させていただきます。

最初に、共通的な事項についてご説明申し上げます。

今年度は、燃料価格が平年より低い金額で推移したため、各公共施設の燃料費が減額されています。

それでは31ページをお開きください。

1款、1項、1目議会費、説明欄、議員共済負担金122万3, 000円の減額は、負担金の算定基準日が4月1日で、当時、欠員が1名いたことによるものです。

33ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、説明欄中段の公共施設等整備基金積立279万9,000円の追加は、営農用水道使用料の未充当分の積立と、ふるさと応援寄付金を積立しようとするものです。

次の財政調整基金積立1,208万8,000円の追加及び庁舎整備基金積立1億円の追加は、本年度の村税の追加や地方交付税の増加、歳出の執行残より生じた財源を、将来の財政需要及び庁舎建設に備えるため、積立をするものです。

次に、36ページをお開きください。

5目交通安全対策費、説明欄中段、街路灯防犯灯取替工事108万9,000円の減額は、請負額確定によるものです。

37ページ、2項企画費、1目企画総務費、説明欄下段、備品購入562万9,000円の減額は、コミュニティバス契約額確定によるものです。

特定財源として、福祉基金繰入金562万円を減額しております。

次に、38ページ、2目広報広聴費、説明欄下段、屋外アンテナ設置等委託212万9,000円の減額は、当初屋外アンテナの設置を対象としていた地域の住宅が、戸別受信機に備えているアンテナで受信可能なため、設置費用などが減額となったものであります。

40ページ、3目まちづくり推進費、説明欄上段、小規模起業支援補助金(その2)100万円の減額は、新たに起業して進める案件として予算を見ていましたが、新分野の案件ということで、300万円の助成ではなく、200万円の助成を行ったことから減額するものであります。

下段、豊かな環境等創生基金積立243万1,000円の追加は、ふるさと応援寄付金を積立するものです。

次の4目開発振興費の企業立地促進補助金224万3,000円の追加は、六花亭工場増設分の固定資産奨励金について、今年度から対象とするものですが、前年の予算要求時においては、固定資産評価額を正確に算出することができる時期ではなく、今回、追加を行うものであります。

次に、45ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄中段、福祉基金110万9,000円は、ふるさと応援寄付金を含め、寄付の増加により追加いたします。

説明欄中段のポロシリ福祉会運営助成補助金124万5,000円の追加は、恵津美ハイデイサービス利用者減及び報酬単価引き下げによる収入減に伴い、補助金を追加するものです。

次に、46ページをお開きください。

説明欄中段、保険基盤安定軽減分115万7,000円の減額は、法定軽減対象者数の減少に伴う減額で、次の保険基盤安定支援分364万円の追加は、支援率の引き上げに伴い追加となります。

前のページに記載しています特定財源において、道負担金をそれぞれ減額及び追加をしております。

48ページ、3目老人福祉費、説明欄上段、扶助費、高齢者等通院タクシー交通費102万8,000円の減額は、人工透析者や寝台、車椅子等によるタクシーでの通院が少なかったことによるものでございます。

下段、一般職人件費230万4,000円の減額は、退職者の給料等の減額になります。

50ページ、4目障がい者福祉費、説明欄中段、扶助費の介護給付費339万6,000

0円の減額は、介護サービスを利用している方の死亡、入院に伴う給付費の減及び通所サービス利用者の転出による給付費の減によるものです。

次の段、訓練等給付費395万6,000円の追加は、利用者の増加により追加するものです。

特定財源といたしまして、前のページから記載しております国・道の介護給付訓練等給付費負担金をそれぞれ減額しております。

なお、介護給付費に伴う分は減額調整しておりますが、訓練等給付費負担追加に伴う国・道負担金は、申請時期が事業確定前となることから、翌年度調整になります。

54ページ、2項、1目児童福祉費、説明欄上段、児童手当143万円の減額は、対象児童数の減少によるものです。

続きまして、59ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄上段、妊婦健康診査委託133万8,000円の減額は、受診者数が見込みより少なく、減額をするものです。

61ページ、7目合併処理浄化槽事業費、説明欄、合併浄化槽設置補助金238万円の減額は、本年度は5基設置を見込んでおりましたが、実績は2基であったことから、減額を行うものです。

64ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄、食と農業・農村振興基金積立5,044万4,000円の追加は、前段に説明いたしました、本年度、村税などの増加などによるものを、将来の農業情勢に備えて、5,000万円積むのと、ふるさと応援寄付金分を積立いたします。

特定財源、食と農業農村振興寄付金555万7,000円の減額は、先の1月の臨時会において、よつ葉乳業から寄付金を積立いたしましたでしたが、酪農振興対策補助金に移行した際、マイナス抜くことの財源充当をしておりますませんでしたので、今回、ふるさと寄付金分を調整して減額するものです。

説明欄下段、新・元気な畑づくり事業補助金300万円の減額は、ストーンクラッシャー事業の実績が予定より少なかったことにより減額するものです。

特定財源において、食と農業農村振興基金繰入金を、農業担い手育成センター交付金などの減額と合わせて、346万円減額しております。

65ページ、説明欄中段、環境保全型農業直接支払対策事業補助金209万3,000円の減額は、取組み面積が予定より32ヘクタール減ったことにより減額するものです。

特定財源として、国庫分と合わせて交付されてくる道補助金4分の3相当の157万円を減額しております。

67ページ、4目土地改良事業費、説明欄上段、道営担い手畑総事業札内川左岸地区負担金740万円の減額は、事業費確定に伴う負担金の減額になります。

特定財源の道営事業受益者負担金札内川左岸地区652万1,000円の追加は、当初50万円に対しまして、リールマシン導入に伴う受益者負担金の増及び給水栓2栓目の希望者が増加したことにより追加するものです。

68ページ、3項畜産費、3目牧場費、説明欄、大規模草地育成牧場施設改修工事498万6,000円の減額は、牛舎の屋根修繕工事で、修繕面積の減少及び下地再利用など施工変更などによって減額となったものでございます。

下段の牧場用備品183万2,000円の減額は、入札、見積り合わせなどにより減額

するものでございます。

特定財源として、工事請負費などと合わせて、食と農業農村振興基金繰入金 682 万円を減額しております。

69 ページ、4 項林業費、3 目村有林管理費、説明欄下段、村有林整備工事 179 万 8,000 円の減額は、工事費の積算基準となる北海道の標準単価の改正と見積り合わせによる請負額の確定などにより減額するものです。

特定財源として、間伐材売払 131 万 9,000 円の減額は、実施した林地において、予定していた材積より少ない量の集材となったことから、減額をするものでございます。

次に、74 ページをお開きください。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、4 目道路改修費、説明欄下段、調査設計委託 799 万 2,000 円の減額は、3 件の業務入札減になります。

大きく減額となるのは、戸蔦大橋護岸調査詳細設計委託が約 368 万円の減額、宅地分譲の用地確定委託が約 406 万円の減額となっております。

76 ページ、5 項住宅費、1 目建築総務費、説明欄、定住促進補助金 130 万円の減額は、中札内スタイル推進奨励金、若者世代特別奨励金、民間賃貸住宅家賃助成補助金、固定資産税相当額を助成いたします定住促進奨励金の実績によるものです。

79 ページ、9 款、1 項消防費、1 目消防組合費、説明欄、南十勝消防事務組合負担金 266 万 7,000 円の減額は、中札内支所運営経費負担額の確定によるものでございます。

次に、82 ページ、10 款教育費、1 項教育総務費、5 目スクールバス運行費、説明欄、通学用自動車運行管理委託 138 万 3,000 円の追加は、学校行事、村行事などの使用で、年間走行距離及び運行日数超過のため、追加をするものです。

90 ページをお開きください。

5 項社会教育費、4 目文化創造センター管理費、説明欄下段、図書館情報システム機器借上料 105 万 4,000 円の減額は、見積り合わせによる契約額の確定によるものです。

91 ページ、12 款、1 項交際費、2 目利子、説明欄、長期債償還利子 217 万 7,000 円の減額は、借入利率低下によるものが大きな要因でございます。

13 款諸支出金、1 項、1 目特別会計繰出金は、国民健康保険、介護保険、後期高齢者保険、公共下水道の 4 会計合わせて 803 万 8,000 円を減額しております。

93 ページは給与費明細書ですが、一般職給料、手当合せて 308 万 3,000 円の減額になります。

主な要因といたしましては、退職者にかかわる人件費分になります。

時間外勤務手当につきましては、3 月分の支給を見込んで減額してございます。

戻っていただきまして、14 ページをお開きください。

歳入についての説明になります。

はじめに、1 款村税で、村民税の個人現年課税分 959 万円の追加は、当初予算費、給与と所得者などの増加及び課税額の増により追加を行うものです。

法人の 1,900 万円の追加は、法人税割の増加が見込めることによるものです。

次に、固定資産税の現年課税分 141 万 8,000 円の追加は、当初予算の収納率を上回る収納率が見込めることによるものです。

次に、15 ページをお開きください。

6 款地方消費税交付金 500 万円の追加は、交付額の確定見込みによるものです。

9 款地方交付税の普通交付税 1 億 1, 2 4 7 万 4, 0 0 0 円の追加は、今年度の交付額決定額全額を計上しております。

特別交付税はまだ確定しておりませんが、見込みといたしまして、3, 0 0 0 万円の追加を見込んでおります。

1 1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金、1 節常設保育所負担金 1 9 0 万 3, 0 0 0 円の追加は、入園児童数が増加したことによるものです。

1 7 ページ、1 2 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目土木使用料、1 節村営住宅使用料 2 8 5 万 6, 0 0 0 円の追加は、公営住宅の入居状況がよく、空室率が低く推移したことによるものです。

次に、6 目水道使用料、1 節営農用水道使用料 1 0 1 万 7, 0 0 0 円の追加は、当初予算より 2 % ほど増の使用実績により追加をするものでございます。

2 0 ページをお開きください。

1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、3 節保険基盤安定負担金 1 8 2 万円の追加は、支援率の引き上げに伴うものです。

次に、6 節の子どものための教育・保育給付費負担金 2 6 4 万 4, 0 0 0 円の追加ですが、関連いたしますので、ちょっと印を付けていただきたいのですが、次の 2 1 ページの国庫補助金 2 節の保育緊急確保事業費補助金 8 5 3 万円の減額。

3 段下の 5 節子ども・子育て支援交付金 6 0 3 万 9, 0 0 0 円の追加。

そして 2 3 ページの道負担金、7 節子どものための教育・保育給付費負担金 1 3 2 万 2, 0 0 0 円の追加。

2 4 ページの道補助金、4 節放課後児童クラブ補助金 4 8 4 万 1, 0 0 0 円の減額。

一段飛びまして、6 節子ども・子育て支援交付金 6 0 3 万 9, 0 0 0 円の追加。

この六つについては、制度改正などにより、今年度から名称等を改め、追加または減額をしております。

移行されるのが、減額した二つの補助金、新たな名称となったのが、四つの補助金で、二つ増えたのは、これまでは区別がなかったへき地保育所分が分けられたもので、2 0 ページの子どものための教育・保育給付費負担金と、2 3 ページの同じ名称の道負担金が、これがへき地保育所分になります。

また、算出方法に変更がありましたので、へき地にかかわる補助金は増額となりましたが、そのほかについては、算定方法は変わらず、前年とほぼ同額の補助金になります。

次に、2 0 ページの 2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節社会保障税番号制度システム整備費補助金 2 3 4 万 2, 0 0 0 円の減額は、国の補助基準額の変更によるものです。

2 1 ページ、2 目民生費国庫補助金、1 節地域生活支援事業費補助金 1 4 3 万 9, 0 0 0 円の減額は、予算積算時より交付申請が減額となることによるものです。

次に、4 節の子育て世帯臨時特例給付金事業補助金 1 7 9 万 6, 0 0 0 円の減額は、大きな要因といたしまして、事務費の国庫補助基準額が変更され、減額となったものです。

下段、4 目農林業費国庫補助金、1 節農業経営高度化促進事業補助金 1 0 9 万 5, 0 0 0 円の減額は、土地改良事業費変更に伴う減額です。

2 2 ページ、5 目土木費国庫補助金、1 節社会資本整備総合交付金 1, 8 2 6 万 3, 0 0 0 円の追加は、国の前倒しで実施する公営住宅の改善工事にかかわる増額と中島橋橋梁補修の事業費変更に伴う減額でございます。

次の6目教育費国庫補助金、2節学校施設環境改善交付金198万8,000円の減額は、中学校改修工事の一部トイレ改修ですけれども、これが補助対象外となったことから、減額するものでございます。

次に、24ページ、14款道支出金、2項道補助金、2目民生費補助金、5節市町村地域生活支援事業費補助金126万4,000円の減額は、先ほど説明した道事業の国庫補助金と同様に、予算積算より交付申請が減額になることによるものです。

次に、27ページをお開きください。

16款、1項寄付金、1目、1節特別寄付金ですが、今年度のふるさと応援寄付金を各基金に積立を行い、次年度に活用いたします。

今年度のふるさと応援寄付金は、2月末現在で261件、466万9,000円、前年比較で件数は約4倍、金額は約1.7倍となっております。

戻っていただきまして、7ページをお開きください。

第2表は、先ほど説明いたしました繰越明許費の10件を設定してございます。

9ページをご覧ください。

第3表、債務負担行為補正5件を追加するもので、国営札内川土地改良事業国営施設応急対策は、用水道水路管の安全対策事業の実施に伴い定めるもので、中島センター以下につきましても、指定管理につきましても、期間を28年度から32年度までとして、それぞれの限度額において設定するものでございます。

10ページは変更するものでございます。

車両譲渡事業償還金、そして、ドメインコントローラーサーバ更新事業償還金、それぞれ変更の債務負担行為補正でございます。

次に、11ページをご覧ください。

第4表地方債補正ですが、追加するものとして、公営住宅建設事業債（その2）と情報セキュリティ強化対策事業債でございます。

変更するものとして、公営住宅建設事業債4,570万円を4,310万円に、学校教育施設等整備事業債につきましても、720万円を430万円にそれぞれ限度額を変更しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） 黒ナンバー9番、国民健康保険特別会計補正予算書の14ページをお開きください。

最初に歳出です。

中段の2款保険給付費、説明欄、一般被保険者療養給付費1,000万円の減額。

次に、15ページの中段、説明欄、退職被保険者の療養給付費1,032万8,000円の減額。

次にその下段、一般被保険者の療養費128万1,000円の減額。

この3件についてですが、これは12月診療分までの医療費の支出状況、これを勘案して減額するものですが、特に退職被保険者にかかわる療養給付費の減額につきましても、平成27年3月末で退職者医療制度が廃止されたことに伴い、退職被保険者が減少していることによるものであります。

次に、16ページ中段、説明欄、一般被保険者にかかわる高額療養費、242万4,000円の追加ですが、これは一般被保険者にかかわる入院・通院等の医療費が、当初見込

んだよりも増加して推移しており、不足を生じる可能性があることから追加しようとするものであります。

次に、17ページ上段、説明欄、退職被保険者の高額療養費164万7,000円の減額は、先ほど説明いたしました退職被保険者の減少によるものであります。

次にその下段、4項出産育児諸費、説明欄の出産育児一時金210万円の減額ですが、これは当初見込んだよりも出生数が減少する見込みであり、5件分を減額しようとするものであります。

次に20ページをお開きください。

7款共同事業拠出金、説明欄の高額医療費共同事業拠出金31万7,000円の減額、その下の保険財政共同安定化事業拠出金171万1,000円の減額ですが、これは全道及び本村の過去3年間のそれぞれ対象となる医療費の総額と、被保険者数をもとに算出されたものであり、それぞれその拠出額が確定したことから、減額するものであります。

次に8ページをお開きください。

歳入ですが、1款国民健康保険税の1目一般被保険者分、2目退職被保険者分については、直近の調定額により現年課税分、滞納繰越分それぞれ追加・減額し、合せて689万4,000円を合計で追加するものであります。

次に、9ページ、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金1,482万5,000円の減額ですが、一般被保険者にかかわる療養給付費などの対象経費の確定によるものであります。

一番下段の3款療養給付費交付金908万1,000円の減額ですが、これは対象経費である退職被保険者の医療費等が減額したことによるものであります。

次に10ページをお開きください。

下段の5款道支出金、2項道補助金、1目の財政調整交付金1,188万8,000円の追加については、変更交付の決定を受けたことによるものであります。

11ページ、6款共同事業交付金、説明欄の高額医療費共同事業交付金243万2,000円の追加。

そのすぐ下段、保険財政共同安定化事業交付金1,277万8,000円の減額につきましては、それぞれ交付金の対象となる高額医療費が増加減少したことによるものであります。

次に、8款繰入金、1目、1節の一般会計繰入金240万4,000円の減額ですが、歳出における事務費等の増加減額に伴うもので、その下段、保険基盤安定繰入金軽減分115万7,000円の減額。

その下、支援分364万円の追加、これは額の確定によるものであります。

次に12ページです。

中段の9款繰越金につきましては、26年度決算額の残額50万7,000円を追加し、その上の基金繰入金、説明欄の国保基金の繰入金1,000万円減額し、財源の調整をしております。

続きまして、黒ナンバー11、後期高齢者医療特別会計補正予算ですが、6ページをお開きください。

歳入の1款後期高齢者医療保険料ですが、これは直近の調定額より推計しまして、年金からの特別徴収保険料については、119万2,000円を追加。

その下段、普通徴収保険料については、222万1,000円を減額しようとするもの

で、次に、3款繰入金、1目一般会計繰入金、上段の事務費繰入金75万8,000円の減額は、広域連合事務費負担の確定と財源調整。

その下の保険基盤安定繰入金18万2,000円の減額については、保険料軽減措置に対する財源補てん額の確定によるものであります。

7ページの3款繰越金の49万4,000円の追加については、26年度決算額の確定に伴うものであります。

次に、8ページの歳出ですが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、保険料等負担金121万2,000円の減額は、広域連合に納付するべき保険料が減少したことなどによるものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、介護保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー10番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただきたいと思います。

まず、歳出から説明いたします。

予算書の9ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料、説明欄、介護保険システム更新委託49万7,000円の追加は、先の介護保険法改正に伴う段階的措置として、特定入所者介護、サービス費、これについては、所得が少ない方の施設サービス利用時における食費ですとか居住費の軽減分です。

これの判定基準に、これまで除外されていた遺族年金、障がい者年金など非課税年金の収入額が含まれる改正が次年度において行われるため、今年度中に事務処理システムの改修を行う必要があり、追加するものであります。

続いて、10ページをお開きください。

中段、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、19節負担金補助及び交付金は、総額で880万円の減額で、内訳は説明欄に記載しております。

居宅介護サービス等給付費220万円の減額は、認知症、グループホームの利用減少によるもので、その下、介護予防サービス等給付費250万円の減額は、比較的介護度の軽い要支援1、2の判定を受けた方のヘルパーやデイサービスの利用減によるものです。

さらにその下、施設介護サービス給付費410万円の減額は、特別養護老人ホーム以外の老人保健施設の利用者の退去、死亡により予算額を減額するものであります。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

6ページまでお戻りください。

上段、1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料158万7,000円の減額は、年度内における介護保険料賦課見込額の確定により減額するものであります。

ページ中段以降、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金221万円の減、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金24万9,000円の減、並びに7ページの中段以降ですけれども、4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金122万2,000円の減。

その下、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費負担金196万8,000円の減。

さらに、1 ページめくりまして8 ページ中段、7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節介護給付費繰入金1 2 1 万 2, 0 0 0 円の減額は、歳出で説明させていただきました介護サービス等諸費の減額分について、国庫、道費、支払基金、村一般会計繰入額について、それぞれ負担割合に応じて減額するものであります。

また、8 ページ下段、7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護保険事業基金繰入金1 2 5 万 1, 0 0 0 円の減額は、事業基金からの繰入額を変更することで、会計全体の財源調整を行うものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 最後に、大和田施設課長、お願いします。

○施設課長（大和田貢一君） それでは、簡易水道事業及び公共下水道事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

黒ナンバー1 2 番、簡易水道事業特別会計補正予算書の6 ページをお開き願います。

歳入の主なものですが、1 款分担金及び負担金の共同施設維持管理費負担金は、南札内浄水場共同施設維持管理費の歳出減に伴い、それぞれの負担割合に応じて、総額6 0 万 5, 0 0 0 円を減額するものです。

2 款使用料及び手数料の水道使用料1 3 8 万 9, 0 0 0 円の増額は、大口使用者の使用料増などの要因によるものです。

同じく水道手数料4 8 万円の増額は、民間賃貸住宅の建設戸数の見込みを超える増加などによるものです。

次に、8 ページをお開き願います。

歳出ですが、右説明欄上段、一般経費の2 7 節公課費、消費税は予算時の見込みと実績の差により、4 9 万 2, 0 0 0 円を減額するものです。

その下の簡易水道基金費、簡易水道基金積立は、歳入から歳出を引いた余剰金の増により、2 7 3 万円の積立金を追加するものです。

続きまして、黒ナンバー1 3 番、公共下水道事業特別会計補正予算書の6 ページをお開き願います。

歳入ですが、2 款使用料及び手数料の下水道使用料1 8 8 万 4, 0 0 0 円の増額は、水道と同じく、大口使用者の使用料増などの要因によるものです。

4 款繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳入増、歳出減による財源調整で、3 5 6 万 1, 0 0 0 円を減額するものです。

次に、7 ページ、歳出ですが、1 款総務費、右説明欄下段、2 7 節公課費の消費税は、予算時の見込みと実績の差により、6 5 万 6, 0 0 0 円を減額するものです。

次に、その下、2 款浄化センター維持管理費、右説明欄、1 1 節需用費の光熱水費8 4 万円の減額は、電気量に含まれる燃料調整費の値下げによるものです。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 3 時まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2 時 4 5 分

再開 午後 3 時 0 0 分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

阿部総務課長。

○**総務課長（阿部雅行君）** 先ほどの財産購入の説明で誤りがありました。

10アール当たり15万8,000円を申したのですが、1アール15万8,000円です。

訂正いたします。

○**議長（高橋和雄君）** それでは、議案第18号から議案第23号までの提案理由の説明が終わりました。

これから6件を一括して質疑を行いたいと思いますが、質問は3回までということになっておりますので、その辺吟味して質問をしていただければと思います。

質疑を受け付けたいと思います。

2番森田議員。

○**2番（森田匡彦君）** 何点かにわたって質疑させていただきたいと思います。

まず、一般会計補正予算案の議案番号8番の36ページ。

まず、交通安全対策費の地域安全推進協議会負担金のこの10万円の減額。

これは昨年の決算のときにもちょっとこのような関連で質問させていただいたのですが、けれども、もともとこの数字それほど大きな予算は持っていないと思うのですが、その協議会の負担金が10万円減ったというその理由を確認したいのが一つ。

それと、繰越明許に記載されておりますこの観光振興補助事業、これは観光協会の体質強化に伴う人件費等の予算になるのですが、こちら、これまでのいわゆる観光にかかっていた予算と、それと観光協会に渡す予算との比較というのでしょうか。

例えば、27年度の予算なのですが、観光協会に観光事業を一本化するということで、どの程度観光事業にかかる費用が大きくなったのか少なくなったのか。

そういったその比較を教えていただきたいのと、今回、前回の定例会、12月定例会ですか、指定管理の関係で、観光協会に各種道の駅の関連施設が指定管理受けたということで、私、この観光協会、きちんと組織ができて、そこがきちり管理していくのは大変素晴らしいことだと思っはいたのですが、村内的には、商工会がこれまで何か問題あることしたのか、なぜ観光協会に変わったのか。

それはプロポーザル受けて評価して決まったのですが、かなり村内的には、これに対して非常に関心が高いというか、観光協会で大きな費用をかけて新たにやることにする意義が、なかなか村民に十分伝わっていないという面がございます。

そういった面も含めて、この観光協会、どのような形で事業を運営していくのか。

その辺の具体的なプランも含めて、こういった形でこれまでの商工会と違った、こういった事業に取り組んでいきますというそういった説明をちょっといただければと思うのですが。

○**議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

○**総務課長（阿部雅行君）** そしたら私の方から地域安全推進協議会負担金10万円の減額についてご説明申し上げます。

森田議員おっしゃった通り、当初予算40万円で今回10万円減額して30万円の支出ということでございます。

この協議会の総会なのですけれども、総会は5月もしくは6月に開催してございまして、その前段に、役員会を開催するのですが、この役員会において、当該平成27年度の活動、おおよそ決めていくのですけれども、この段階において、40万の予算を10万円少ない30万円ですという判断をして、30万円の予算で総会にかけて、総会を終了し

てございます。

活動につきましては、交通安全防犯について、例年通りの活動を開催することができまして、交通安全であれば、春夏秋冬等の活動を行っていますし、子ども110番の旗の活動等を行って、例年通りの活動はこの金額で十分やっけてきている状況でございます。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） それでは、繰越明許にかかわる観光振興補助事業の1,572万3,000円の部分について、まずお答えをしたいというふうに思います。

この部分につきましては、28年度から観光協会に専任の事務員を置くということで、1,048万2,000円を、本来28年で組む予定でありましたが、観光にかかわるもの、今回の地方創生の絡みで、27年度の繰越ということになっておりますので、まずその人件費がその部分になります。

残りが、524万1,000円になるのですが、この部分につきましては、例年、観光協会へ補助金を出している部分になります。

比較ということございましたので、平成27年の観光協会への補助金につきましては537万円を予算しておりますので、全体的には若干減額というような形で観光協会への補助になります。

この減額分につきましては、指定管理の方で道の駅のフェスタだとか、そういった部分を活動事業として組んでおりますので、その金額分等々につきまして、若干下がっているというふうに理解をしていただければいいかなというふうに思います。

次に、指定管理の商工会との問題につきましては、12月の指定管理の承認を受けるときに、議論になったかなというふうに思っております。

特に選定委員会の中で問題があるということではなかったという答弁を総務課長の方からしているかなというふうに思いますし、基本的には、金額的に観光協会の方が安い指定管理費で出ているという答弁だったかなというふうに記憶をしております。

観光協会のこれからの取組みということでございますが、執行状況の方針の中で出ていると思いますが、6月をめどに、道の駅に観光協会の事務所を移転をしよう。

移転場所につきましては、当面の間、豆資料館を事務所として活用していこうということで、執行方針述べたというふうに思います。

その中で、まず、情報発信の強化、さらには道の駅を管理していく中で、道の駅に指定管理者がいることによっての人件費の削減がかなり見込まれるかなというふうに思っております。

あと、観光協会が力を入れていく部分につきましては、今言った観光のPR、ホームページを変更しまして、活用していただける見やすいホームページにしていきたいというのと、あと、食について、少イベントを含めて活動していこうということで進めていく予定になってございます。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） まず、地域安全推進協議会の関係だったのですけれども、当初予算、補助金負担金ですか、40万円ではなく30万円できるということでも総会で決定されたということなのですけれども、今、中札内村の交通事故、死亡事故0、かなり継続されている中で、いわゆるこれはもう少しきちんと、なかなかそれが実効ある対策打てるのは難しいというのはわかった上で言うのですけれども、従来型の事業をやっているからよしとするのではなくて、やはり交通安全なり地域安全なりより強化するような取組み、

毎年度毎年度、村の状況を鑑みて、取組み事業等をやっぱり検討していくべきでないかと。

従来の事業、この金額でできるからよしとするのではなくて、もう一步進んだ地域安全、交通安全対策を取るような形で、やはりやるべきではなかったかなというふうに感じております。

このマイナス10万円ということですね。

あと、もう一つ、観光協会の関係なのですけれども、観光協会に対する費用ということでは、実質的には、平成27年度と比較すると下がるということなのですけれども、それ以外、指定管理の関係の費用含めて、これ何と言ったらいいのでしょうかね。

いわゆる、これまで村として観光事業にかけてきた費用と、今回改めて観光協会では新たな人間を二人採用して、専任の職員を二人を採用して、人件費をかけて取組む事業、その比較というのでしょうか。

これはなかなか難しい面があるのでしょうかね。

今のを聞くと、あまり変わっていないというか、何というか、どう力を、事業としては情報発信に力を入れるというのはわかったのですけれども、何というか、人を増やすことで、これだけ事業費がかかるけれども、新たな人を採用するけれども、決してこれだけの費用は増えるのだけれども、これだけやっていきたいというその辺が、比較、平成27年度と実際に動き出す平成28年度との比較がどうもしづらいというか、何となく頭で、何というか、その効果が実感として湧きづらいというか、その辺のことをちょっと、もう少しまく比較しながら説明いただけたら、非常にイメージしやすいというか、村民の方にも説明しやすいなと思うのですね。

本当に、新たなに観光協会できるということで、専任の職員採用するということで、村民の方の関心というのがかなり高まっているのは間違いないのですね。

どんなふうに観光を強化していくのか。

これまでやってきた商工会とどんな違いを打ち出していくのかというのは非常に興味持って見られていていると思いますので。

その辺、なかなか難しいのかもしれないのですけれども、比較、投資するコストの比較的なものを教えていただけたらなというふうに思ってもう一度質問させていただきます。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 数字の話よりも、ここへ至った話少しして理解いただいた方がいいかなと思って、私の方からちょっと発言させてもらうのは、この観光協会、まず一つ取ると、従来から会長も村から、あるいは、当然事務局長が産業課長が兼務して、嘱託で一人ぐらい置いた時期もあったのですが、いわゆる行政的な中で、観光協会というものが運営されて、その後、会長については、商工会関係の方がなっていて、ただ、事務局については従来と同じ形ということで、大変そういった意味では、村の観光、道の駅を含めて100万人前後になるのでしょうか、いろんな発信をする上においては、なかなかやはり兼務、産業課長、他の分野も含めて非常にボリュームのあるところなものですから、ずっと切り離れた形で、例えば、法人化の話も実際に調査をさせて、報告を受けたりなんかしながら、どうにかそういう方法ないのかというのが一つの動きでしたし、私もそういう指示をしながら、どういった形がいいのかということもずっと検討していました。

今回、商工会との道の駅と直接ではないのですが、やはりずっと運営を聞いていると、道の駅での、特に、例えばバスが来るイベント、あるいは、道の駅のテナント会でやるイ

ベントが、担当レベルはちょっと知っているのですけども、観光協会としての押さえがない。

例えば、来たときのそういった対応もちぐはぐで、これ、皆さんが商工会員なものですから、誰がどうこうということではなくて、外から見た意見としても、観光協会と道の駅、商工会が悪いとか良いとかではなくて、そういったより充実するような形がいいねという意見もまたいただいていたところですよ。

やはり先ほど言ったように、戻りますけど、道の駅については商工会の方で実態的にやっていたら、観光の部分もあったり、運営の部分もあったり、そのことが、では、商工会としていろんな苦情、課題、それは1回受けて、すべて、言ってみると、村の方にまた持ち込まれて、非常にそういった面で、悪いという意味ではないのですが、受けていただくところは商工会だけでしたものですから、時間もかかったり、その判断が、商工会としても悩みがあるというこういうような状況を持っていました。

ここは一つ、課題であった観光協会の充実を図りたいということで、予算提案、これはたまたま前倒しですけども、そういった公募をして、長けた方に全面的に任せたい。

会長は組織的には変わらないかもしれません。

どういう形になるかは別として、実態的に持っている人が、いろんなことを、今すぐ効果出るかどうかは、皆さん随分関心高いということですけども、今日や明日ということはないかなかなか難しいのかもしれませんが、兼務でやるのではなくて、そういった形にしたいというのが一つです。

また、先ほどちょっと触れましたように、いろんな意見の中で、それはそうだからそうしたということではなくて、たまたま応募をいただいた中で、一体ができるということで、その相乗効果もある面、今後期待したいという形に今なっているということで、一体ではないのですが、そういうことで、ぜひ、いい結果を私も出してくることを期待しながら、また、いろんなご意見いただいたものを持っていきながら、動きやすい形でうちの観光というものを、もうひと伸びさせていきたいというこんな考え方でございます。

もし、細かい数字が必要だとすれば、今日の段階で整理ということにならないとすれば、28年度の予算、実質は28年なものですから、もう少しちょっと質問をいただいて、整理したものが出せるものがあれば、ただ、人件費については、先ほど言いましたように兼務みたいな人件費ですので、必ずしも出たものの比較はちょっと、では何パーセントかというこんな話になってしまいますけども、より高めたいという意味でやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 地域の安全活動ですけども、平成27年度の中においても、新たな学校からの交通安全関係について、部会をつくって、新たな取組みを進めている途中でございます。

例年同じような活動ではなくて、その新たに出てきた課題、もしくは迫る危険に対して対応する活動を行っていますので、その辺ご理解していただきたいと思います。

また、平成28年度においても、この地域安全推進協議会の中で、消費者協会が含んだ形の、ちょっと正式な名称は今ここで出ないのですけども、消費生活のネットワーク組織も、この地域安全推進協議会で新たな部会として持つ予定でございます。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 何点か質問させていただきます。

一番最初に、40ページに説明がありましたけど、これは地方創生加速化交付金関連事業で、六花の森せせらぎコンサートの事業がありますけれども、これは地方創生加速交付金の決定がなければ事業が進まないのかなと思いますけれども、もしかそれが決定されたとして事業が進むと、これ、先ほどの説明によると、私の理解では、中札内村と帯広市がそれぞれ行う事業なのでしょうか。

それとも、何か帯広市と合併してこの事業をどこかでやるのか。

六花の森って書いてあるので、六花の森のあるのは中札内村にあるのですけれども、そこでそのコンサート事業をするのかということが、ちょっと事業内容が少しわかればご説明いただきたいのと、次に、59ページの、先ほども説明がありましたけれども、妊婦の健康診査委託で、減額が133万8,000円あります。

これは予算の3分の1ぐらいが減額されているのですが、これは先ほど、人数の見込み減ということでありましたが、3分の1の減額ということはすごい見込みが違ったのかなというように感じますけれども、この中には健康健診については1回、一般健診が14回、超音波健診が11回という村独自の設定がありますけれども、その一人の回数が少ないのかということも私ちょっと考えられるのですけれども、そこら辺の要因ですね。

これだけマイナスになった。ただ見込み人間が少なかったのか。

それとも健診の回数が少なかったのかということがちょっと知りたいので、教えていただければと思います。

それとあともう1点、55ページの民生費の中の中札内保育園で、賄い材料費の80万円でありますけれども、その内訳について、お願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） それでは、私の方から、六花の森せせらぎコンサート補助事業について、ご説明申し上げます。

まず1点目の加速化交付金対象事業という形で、この事業は平成28年度実施なのですが、今回、前倒しで持ってきたという形になります。

加速化交付金につきましては、先ほどハードルが高くて、必ずしも対象になるかどうかはまだわからないとも言いました。

ですけれども、この加速化交付金事業、六つの事業につきましては、交付金対象外になってもすべて実施を行う事業でございます。

まず1点目は、必ずやる事業ということでご理解いただきたいと思います。

あと、帯広市との広域の関係なのですが、六花の森せせらぎコンサートと、もう一つ下の十勝ジンギスカン会議補助事業があると思います。

この二つの事業につきましては、同日開催でして、午後からせせらぎコンサート、夕方からジンギスカン会議、それぞれ中札内村でコンサート、帯広中央公園でジンギスカン会議という形になってございます。

これで、お互い、輸送手段、宿泊等はこちらの方はあまり施設がございませんので、宿泊等は帯広持っています。

バス等も帯広市持っていますので、そういう輸送関係、宿泊関係が帯広市にありますので、そういう関係で、連携した形で取り進めていこうと考えています。

ご存じの通り、六花の森せせらぎコンサートの場所につきましては、六花の森の芝生公園でやる予定でございます。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） まずはじめに、59ページ、妊婦健康診査委託の関係です。

こちらの方ですけども、当初の予算については、一応38名という見込みで組ませていただいております。

金額については423万8,000円ということです。

今回、133万8,000円の減額ですけども、見込みを合せまして、今回減額していますが、実際に今のところ23名ということで、対象者は23名という状況です。

この健診の委託内容ですけども、まず、妊婦健康診査ということで、先ほど議員の方おっしゃられました通り、14回までということで、委託料、医療機関に支払っています。

これが5万3,214円という形で、14回まで検査受けられるという金額です。

あと、11回、これは超音波検査、これは11回の値段ということで、5万8,300円という形で医療機関に委託させていただいております。

回数ですとかは、特に利用されている方からは何も今のところご意見いただいておりますので、大体月1回の目安で良いのかなという判断をしております。

続きまして、55ページ、中札内保育園業務費の賄い材料ですけども、今回80万円の増額ということです。

内容につきましては、正職員、嘱託職員、臨時職員、これら含めまして、当初、予算では30名ということで見えていたんですけども、昨年8月から土曜保育ですとか、こういうことを始めていまして、回しがきかなくなっていることもあって、臨時職員の方で増やしています。

結果的に、全員が来ているわけでないのですが、全員含めまして、今41名、保育士、職員含めております。

この分で、賄い材料、人数分が上がったという原因が一つと、食材の価格の上昇です。

野菜ですとか肉、魚の方が今年度になって、物によって違いますけども、若干上昇しているというのがあって、今回、補正対応させていただくことになりました。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 六花の森のせせらぎコンサートはわかりました。

中札内にやってきてくれた人を帯広にそのまま行ってもらって、ジンギスカンを食べてもらって、帯広で泊まってもらうというような大きな流れなのかなということで理解いたしましたけれども、そのことについてはまた、実際に事業が決定してどういう方向になるかというのは、以外と村民には関心のあることではないかなと思うので、ぜひ、PRも兼ねてやっていただければというように思います。

それと後、先ほどの妊婦健診の委託料のマイナスということは、最初の予定が38名であったということはすごい多く見込んでいたのかな。

その要因としては、38名を見込んだという根拠みたいな、なぜそれだけ38名を見込める状況にあったのかなということもちょっと私も、前々年の年が比較的多かったということが私は要因の一つかなと思いますけれども、ちょっとこの差が大きすぎたかなと感じたところです。

健康診断の回数とか超音波回数については、それぞれ皆さん、満度というか、回数を全部消化されているようなので、それで良いというような理解をいたしました。

あと、賄い材料費については、職員は増えた分村として負担していたのですね。

初めて私、ちょっと理解したのですけれども、それでは、この食材費が上がるというこ

とは、小学校給食、中学校給食にも影響してくるのかなというようにちょっと感じたのですけれども、やはり食材費が上がるということは、メニューの内容もある程度考えていかなければならないのかなというように感じたのですけれども、職員が増えることに対しては、やはり今の状況の中ではやむを得ないのかなと理解いたしました。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 先ほど議員がおっしゃられている見込みが甘かったと言われたらそれまでなのですが、実際、今の5歳児が36人、4歳児が31人、3歳児が40人、ちょっとこれは保育園に来ている子どもの数ですけれども、これからいってくと、あと、転入を見込んでということで、ちょっと余分に見ていたことはございます。

ただ、ここまで落ち込むとは、私の課でも思っておりませんでしたので、30名若干増えるぐらいかなと思っていたのですが、大体今は月に二人ぐらいの出生ということで落ちてしまったので、最初の見込みが甘いということでご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 一般会計の補正の方で3点ほど質問させていただきます。

29ページの歳入の方なのですが、19款諸収入、6項雑入、5節雑入の中で、建物災害共済金ということで56万8,000円、共済金を見ているのですけれども、これ、大規模牧場の方の分かと思えますけれども、どのような施設で被害があつての共済金なのかを説明をいただきたいと思えます。

それと2点目ですけれども、36ページ、1項総務管理費、22節の保証補てん及び賠償金なのですが、林地伐採補償金20万円とありますけれども、どのような目的による伐採保障金なのかの説明をいただきたいと思えます。

それと、40ページですけれども、2款総務費、2項企画費、19節負担金補助及び交付金、先ほど説明があつたのですけれども、小規模起業支援補助金ですか、200万円に助成額を変更したという説明があつたのですけれども、これは9月の補正の段階で300万円見た分の補正の関連なのかどうか。

その辺をもうちょっと説明をいただければなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 最初に36ページの林地伐採補償金20万円についてご説明申し上げます。

これにつきましては、南札内桜六花公園の下側、北側にカラマツ林がございます。

カラマツ林、林齢が10年未満のものと林齢が38年物、およそ1ヘクタールずつあるのですけれども、その38年生のカラマツを、所有者の協力を得て伐採しようとしております。

その伐採にかかり、通常であれば、今、カラマツの伐期が50年以上になっておりますので、後20年近く伐期までございます。

現在、38年生で伐期しますと、およそ手取りの収入が大体60万円と言われておりまして、後20年経ちますと、およそその20%分ぐらい、まだ上乘せして収入として見込めるだろうという森林会社からの協議の結果、そのような数字が出ました。

それで今回、20万円の補償費を追加してございます。

桜六花公園、そこを伐採するのは、見通しを良くするために伐採いたします。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 私の方から、建物災害共済金について説明をさせていただきます。

昨年、強風により、大規模草地育成牧場に建ててあります車庫のシャッターが壊れました。

これが3カ所ほど壊れまして、その補償ということで共済金が入ってございます。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 小規模起業支援補助金100万円の減額ですけども、これは、26年度繰越で1件分の300万円見てございました。

そして、9月でもう1件分300万円見てございました。

トータル、平成27年度、2件600万円の事業費を見ていたのですけども、どっちがどっちというわけではないのですけども、1件が本当の新たに起業を起こした形で補助金300万円を支出しております、もう1件が、今ある企業が違う分野に、新分野に進出したことから、これは新規でない、新分野ですので、規定通り200万円という形で支出しています。

どちらがどちらというわけではないのですよね。

当初600万円見たのですけども、片方が協議の結果、新分野という結論に、申請、結論しましたので、100万円の減額をしております。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 桜六花ですね、私も去年、展望台あたりから見ても、ちょっとやっぱりあのカラマツ林あたりがなければ、本当にもっとすばらしい見通しになるだろうなというふうに思っていたので、今のところ地権者と話し合いをされてそういうふうになったということで、大変良かったなというふうに思います。

あと、小規模起業支援補助金の方なのですけども、その9月で補正見た分の方については、年度内に実施をされるということではなくて、もうちょっと先になるということなのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 27年度は実際2件だということで、予算を昨年の3月に繰越事業として300万円を27年度分に持ってきて、そして、27年中にもう1件出てきたからということで、もう1件あるということで、9月の補正して、27年度は計2件600万円の予算を見たということです。

ただ、審査の過程において、1件については新たな企業という形ではなくて、新分野という認定をしたので100万円を落としたということになります。

規定は、新規に起業した場合は300万円助成しますという形で、わかりやすく言いますと、新生の方とか起業された方は300万円出してあります。

そして、今、6次化で起業している方について、違う分野、例えば、今、乳製品をやっていたところをスイーツをやります。

そういう形は、新たな起業ではなくて新分野という形になりますので、それは300万円ではなくて200万円が上限ですと決めておりますので、今回、1件についてはそういうふうな認定で、300万円ではなくて200万円という形にしております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点か質問したいというふうに思います。

1点目は、午前中に報告第1号で、損害賠償額の報告がありました。

29万7,800円なのですが、私の思うところは、総合賠償保障保険料かな、村でそういったものために掛けているというふうに思うのですが、今回、補正に出てもいい額なのかなということちょっと探したのですが、見当たらないので、その辺どういうふうな理解の仕方をすればいいのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、2点目は26ページの教員住宅貸付収入64万1,000円ということでございます。

普通ですと、入居状況わからないからちょっと聞くのですが、普通は当初予算で満度の教員住宅あるとすれば、減額かかりますよね。

当初から全体のものを見ていないところに教員が入ったので、増えた額を補正するというこんな考え方で出てきたのではないのかなというふうに思うのですが、そこで全体の教員住宅が何戸あって、当初何戸見た状態で、結果として何戸入ったのでこれだけの補正になったとかというその辺ちょっと知りたいので、報告をしていただきたいというふうに思います。

それと、65ページの今回の補正の一番大きい額になるのですが、強い農業づくり交付金18億5,254万円ということで、これについては執行状況の中で報告があったことでございます。

農産物加工処理施設第2工場にかかわる交付金であるというふうなことで、村の予算を通じて農協さんの方に交付するお金だというふうにわかるのですが、これについては、新聞紙上で出ていますから、概略理解しているわけなのですが、ここ議場ということで、村民に大きい額なので、規模だとか、あるいはまた能力、あるいは内容等について、説明をしてもらうことがいいのではないのかなと。

それと2分の1補助で18億云々ということですから、事業費全体の額が幾らかということ併せて、村民がわかりやすくというような状態で説明をしていただければなというふうに思います。

それと、77ページの公営住宅改修工事（その2）ということで、これも報告がそれぞれ、泉団地、上札内東団地、地域振興住宅の上札内3戸というこんな報告があったのですが、どの辺を改修するのか。

その辺について内容が、報告がありませんでしたので、その辺の報告と、併せて、平成25年の2月に長寿命化改善計画ということに基づいた形でのこういった長寿命化の事業やっているとというふうに思うのですが、この辺の計画の推進の状況かな。

計画通りなのか、あるいはまた、多少遅れているとかというその辺の状況について教えていただきたいなと思います。

とりあえず、何点かについてお答えください。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） まず1点目のきらきら保育園の事故の関係でございますけれども、こちらは、地方自治法の規定により、議会に報告義務があるということで、今回、議会で報告させていただいております。

予算の方どこにも金額が載っていないということでしたけれども、今回の補正には載っていませんが、児童一人当たり年間210円という保険、別枠で加入させていただいています。

この保険によって、会計を通さないで、保険会社の方から直接振り込むような形で処理は終わっております。

総合賠償保険ということではなくて、一応、損害賠償という形で、村と当事者である、先ほども名前出ていましたが、田中さんという方と示談書を交わして、保険会社に提出することで、保険屋から直接払いという形で村を通さず保険料が支払われるという仕組みでございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 教員住宅貸付収入の当初予算で見えておりますのが、全体20戸を管理しているうち、その8割を収入として計上しております。

入居数は最終的に19戸、戸数で言いますと95%の入居率なのですが、4月の人事異動によって、退去してそのまま入らないという可能性もあったものですから、歳入予算については少し安全を見て、8割の収入率で見ているということでございます。

そのことによって、結果的には95%程度、入居率ということですが、入っていただけましたので、今回、60万円を超える追加の補正になったということでございます。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 私の方から、強い農業づくり交付金の18億5,254万円の関係について、ご説明をさせていただきます。

まず、農産加工処理施設1棟4,609平方メートルの建物を建てます。

その中に、冷凍冷蔵庫1棟1,767平方メートルというふうになってございまして、これの事業費として20億4,857万6,000円ということで、基本的に2分の1以内の交付金となりますから、2分の1ではなく若干低い交付金で9億・・・

（発言する者あり）

○産業課長（成沢雄治君） 順番の説明させていただきたいというふうに思います。

まず、冷凍施設ということで20億でございますので。

能力、規模、内容、2分の1補助ということでありましたので、一つずつ、施設ごとに説明させていただいた方がわかりいいかなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

今ので、交付金が9億4,841万5,000円になります。

次に、受入冷凍加工選別ラインとしまして、19億3,968万円。

その交付金としましては8億9,800万円。

続きまして、ハイマリストリフト、フォークリフトですね。

リフトを1,323万円で、交付金が612万5,000円ということで、総額40億6,628万6,400円ということで事業実施計画を出しております。

その交付金として、現在予算化いたしました18億5,254万円というふうになってございます。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 今回補正で予算計上させていただいている公営住宅の改修事業につきましては、予算説明でも申し上げている通り、泉団地で12戸、上札内東団地で4戸ですが、この改修内容というのは、外部につきましては、屋根、壁の塗装工事。

内部につきましては、居住性の向上改善ということで、お風呂のユニットバス化、給湯設備の設置、玄関ドア、窓、断熱の補強による全体の断熱性能の向上、それと内装改修、

そして熱交換換気システムの設置などということで、これまでやってきている改善事業と同等の事業を行っていく予定でございます。

次に、長寿命化事業の進捗状況ですけれども、現在までは予定通りに進んできております。

この後、農家向け住宅とか市街地でいうと、あけぼの団地の実施に向けて、建物の耐力調査からまたスタートするのですけれども、あけぼの団地につきましては、ちょっと現在、空家ほとんどない状況で、改修時の一時移転の住宅確保などの課題もありますことから、若干計画については、政策空家対策も含めて遅れる可能性が現在あるのかなというそんな状況です。

それに代わって、中札内団地が若干空きありますので、そこを移転先にするのか、先にそういった空家から改修するというで順番を変えながらやることも視野に入れながら、ちょっと新年度新たに、その辺の次年度以降にやる住宅については、再度調整を図って、計画の見直しももしかしたらあることも視野に入れて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、1点目の損害賠償の関係なのですが、私の理解としては、まさに村の責任で29万7,800円ということで、示談書も村が全面的に悪いということで示談したことだと思うのです。

そういう場合については、総合賠償、そのための賠償保険だというふうに私は理解していますので、まさにこの村が示談して損害賠償払うということについては、個々の保険に請求をしてやるのが、支払いを受けれるというこんな私の理解なのですが、その辺確認されたのかどうか。

私の考え方間違っているのかちょっとわからないのですが、そんな意味で、当然補正の方に歳入、あるいはまた支払いということで出てくることなのかなというふうにちょっと理解していたものですから。

今聞くと、本人の責任で210円の保険をかけたやつで、怪我したので、それが個人の方に保険会社から入ってきたというこんな説明なのですが、何かちょっと筋が違うのかなというような。

私の理解ですから、制度も変わっているかもしれないですけども、その辺ちょっと後で説明をしていただきたいなというふうに思います。

それと、公営住宅の改修の関係、これ、入っている人は内部改修するというで、移転が伴うのですね。

どこかの住宅に入っていて、完成したら戻るということですから、前にもちょっと入居者の方で1、2あったものですから質問したこともあるのですが、改修の時期ですね。

お年寄りなんかも多いので、あまり寒くならないうちに一つ計画した中での完了に努めていただきたいものだというふうに思います。

それと、89ページの交流の杜の修繕料48万円なのですが、この辺の理由について伺いをしたいというふうに思います。

それと、国民健康保険の特別会計、先ほど、担当課長の方からずっと説明がありました。

いずれにしても医療費ですから、組んでいて足りなくなったら支払いできないということで、かなり余裕を持った中での歳出の組み方の原型予算というのかな、そんなことでやっているというふうに思うのですが、決算見込みとして国保会計27年度末、大体どれぐ

らい出るのかなということに気になるものですから聞くのですが、突拍子もない病気や何か、流行や何か出てくると足りない場合もあるのですけども、そんなことで多少余裕に組んでいるというふうに思いますので、どの程度見込まれることなのかなということをちょっと参考に聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 総合賠償総合保険についてご説明申し上げます。

総合賠償保険につきましては、黒田議員おっしゃった通り、村の建物、もしくは村の瑕疵によって損害があった場合支払うもので、総務課が予算を持って、そういう発生した場合には対処しております。

ただ、今回の件につきましては、保育所においては、独自に児童災害保険というのを加入してございます。

児童災害保険、なぜ加入しているのかといいますと、総合賠償保険で賄えないような災害が出た場合、こちらの方がよりいい保障ができるという形で加入しているところでございます。

今回につきましては、保育所の発生した事故につきましては、保育所で単独で入っている災害補償の方がより良い保障でございますので、こちらの方を保険として使って賠償支払いしているということになります。

ただ、議員おっしゃった通り、一般的に道路、建物等の瑕疵があった場合の事故については、総務で見ている総合賠償保障保険の方の対象にはなりません。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 公営住宅の改修、発注時期ですけれども、今回、この補正に上げたということは、平成27年度の追加配分で交付金もらえるということで、3月中には交付申請、交付決定いただけますので、黒田議員のご期待の通り、早期発注できる見込みですので、28年度については暖かい時期に公営住宅はすべて完了できる見込みというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 交流の杜の住宅の修繕、2棟が対象なのですけれども、インター線から順に1号、2号、3号棟ですが、2号棟においては、台所の壁、天井の内装の修繕であります。

これが約26万円ほど。

それから、水道とお湯の混合栓の取替えであります。

従来、水とお湯とバラバラだったものを混合栓に付け替えるというもので、3号棟についても同様の取替え工事を行いますのと、3号棟は別に、煙突回りの修繕を行うというもので、合せて今回の補正予算になっております。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 国民健康保険特別会計の決算見込みというか、翌年度への繰越見込みというふうに理解してよろしいでしょうか。

繰越見込みとしては、議員おっしゃられた通り、医療費の支出の分については、ある程度の余裕は見てございます。

ただ、1月診療分、2月診療分の、あと二月、まだ請求が来ておりませんので、それをしないと結果的には確定はしないのですが、想定としては、大体1,500万円から2,000万円の範囲で、大きなものがなければ支出がなく終わるのではないかというふうに

考えております。

ですから、予備費の分も合せますと、大体2,000万円程度という見込みがある程度は成り立つのかなど。

ただ、これも翌年度の補助金等の精算によっては、繰越とはいってもその中から精算分は横によけなければならないということも当然出てくるということでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 大体わかったのですが、損害賠償の関係ですよ。

一人210円の100人とかかっていきますから。

その掛け金は村で掛けているのかな。個人が掛けているのかな。

ちょっとわからないのですが、個人が掛けたということになれば、保険会社から直接本人に行くということについてはわかるのですが、当然、一般会計の方で保険掛けているとすれば、入ってくるお金については補正を通じて本人に支払いするというのが正規でないのかなというふうにちょっと思うのですが、その辺がちょっと納得できないので、最後の答弁いただけますか。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 自治法の運用上は問題ないという判例がございますので、それに沿って処理をさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問ございませんか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） すみません、1点お聞きしたいのですけれども、先ほど説明をいただきましたぺ45ページの中段にありました負担金及び交付金の件、ポロシリ福祉会へという件でありますけれども、120万円強の金額が出ておりますけれども、これの説明をもう一度お願いできればと思いますけれども。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） ポロシリ福祉会の運営助成の補助金ですが、今回追加で124万5,000円ということで、こちらにつきましては、説明にもありました通り、デイサービス事業にかかわる分の追加であります。

この補助金ですけれども、当初の予算においては、事業費必要額の80%のみを補助金としてお渡ししております。

今回、ほぼ年度末になって、決算見込みということで追加させていただいておりますので、単に利用が減少したというわけではありません。

実際のところ、デイサービスの利用人数につきましては、年間終わっていませんけれども、1月末までで前年より37名、年間通じて37名なのでそれほど増えてはおりませんが、人数は増加しております。

ただ、介護報酬の引き下げありましたので、この分で153万円分の収入減になっております。

これらを含めて、今回追加で補助金を交付するというようにしております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

よろしいですか。

なければ質疑を終わらせたいと思うのですがよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。
議案第18号に対する討論を行いたいと思います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
議題第18号、平成27年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。
議案第19号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
議題第19号、平成27年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。
議案第20号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
議題第20号、平成27年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。
議案第21号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
議題第21号、平成27年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。
議案第22号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

議題第22号、平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議案第23号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

議題第23号、平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りをいたします。

明日8日から10日までの3日間、議事日程の都合により休会とし、11日午前10時から本会議を開きたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、明日8日から10日までの3日間、休会とし、11日午前10時から本会議を開くことに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

散会 午後 4時08分